

自 令和4年3月 4日
至 令和4年3月11日

令和4年第1回平内町議会定例会 会 議 録

平内町議会事務局

令和4年第1回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	12
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（3月4日 金曜日）	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（3月7日 月曜日）	37
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
◎ 亀田弘徳君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	

(地域整備課長 佐々木隆志君)

(福祉介護課長 塩越信子君)

1、質 疑	59
1、予算特別委員会設置	
1、議 案 付 託	
1、請 願 付 託	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第3号(3月11日 金曜日)	63
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、予算特別委員会報告	
1、表 決	65
議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	
議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号	
議案第9号 議案第10号	原案可決
1、総務福祉常任委員会報告	
1、経済文教常任委員会報告	
1、表 決	66
報告第2号 報告第3号	承 認
議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号	
議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号	
議案第19号 議案第26号 議案第30号 議案第31号	原案可決
1、表 決	67
議案第20号	原案可決
1、表 決	67
議案第21号	原案可決
1、表 決	67
議案第22号	原案可決
1、表 決	68
議案第23号	原案可決
1、表 決	68
議案第24号	原案可決
1、表 決	70
議案第25号	原案可決
1、表 決	70
議案第27号	原案可決
1、表 決	70

議案第28号	原案可決	
1、表 決	71
議案第29号	原案可決	
1、表 決	73
議案第32号	同 意	
1、表 決	74
議案第33号	同 意	
1、表 決	75
議案第34号	同 意	
1、表 決	75
議案第35号	同 意	
1、表 決	76
議案第36号	同 意	
1、表 決	77
議案第37号	同 意	
1、表 決	78
議案第38号	同 意	
1、表 決	79
議案第39号	同 意	
1、表 決	80
議案第40号	同 意	
1、表 決	81
議案第41号	同 意	
1、各常任委員の選任	82
1、議会運営委員の選任	82
1、表 決	83
発議第1号	原案可決	
1、表 決	84
発議第2号	原案可決	
1、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告	84
1、議員派遣の件	85
	承 認	
追加日程		
1、表 決	86
発議第3号	原案可決	
1、町長挨拶（町長 船橋茂久君）		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第 1 1 号

令和 4 年第 1 回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4 年 3 月 1 日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和 4 年 3 月 4 日（金） 午前 1 0 時
2. 場 所 平内町議会議場

令和4年第1回平内町議会定例会 会期日程表

令和4年3月4日招集

月 日	開議時刻	件 名
3月4日 (金)	午前10時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
3月5日 (土)		休 会
3月6日 (日)		休 会
3月7日 (月)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 予算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 第 5 請 願 付 託 散 会
3月8日 (火)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
3月9日 (水)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)

月 日	開議時刻	件 名
3月10日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
3月11日 (金)	午前10時	<p>本会議 開 議</p> <p>第 1 予算特別委員会報告</p> <p>第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 3 議案第20号</p> <p>第 4 議案第21号</p> <p>第 5 議案第22号</p> <p>第 6 議案第23号</p> <p>第 7 議案第24号</p> <p>第 8 議案第25号</p> <p>第 9 議案第27号</p> <p>第10 議案第28号</p> <p>第11 議案第29号</p> <p>第12 議案第32号</p> <p>第13 議案第33号</p> <p>第14 議案第34号</p> <p>第15 議案第35号</p> <p>第16 議案第36号</p> <p>第17 議案第37号</p> <p>第18 議案第38号</p> <p>第19 議案第39号</p> <p>第20 議案第40号</p> <p>第21 議案第41号</p> <p>第22 各常任委員の選任</p> <p>第23 議会運営委員の選任</p> <p>第24 発議第 1 号</p> <p>第25 発議第 2 号</p> <p>第26 平内町議会稲作農家支援対策特別 委員会報告</p> <p>第27 議員派遣の件</p> <p>追加日程</p> <p>第28 発議第 3 号</p>

		(町長挨拶) 閉会
--	--	--------------

令和4年第1回平内町議会定例会

3月4日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和4年第1回平内町議会定例会

3月7日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 予算特別委員会設置

日程第 4 議 案 付 託

日程第 5 請 願 付 託

散 会

令和4年第1回平内町議会定例会

3月11日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 予算特別委員会報告 |
| 日程第 2 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 3 | 議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 8 | 議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕 |
| 日程第10 | 議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕 |
| 日程第11 | 議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕 |
| 日程第12 | 議案第32号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第33号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

- 日程第 1 4 議案第 3 4 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 5 議案第 3 5 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 6 議案第 3 6 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 7 議案第 3 7 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 8 議案第 3 8 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 9 議案第 3 9 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 0 議案第 4 0 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 1 議案第 4 1 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 2 2 各常任委員の選任
- 日程第 2 3 議会運営委員の選任
- 日程第 2 4 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告
- 日程第 2 5 発議第 1 号 人権擁護員の候補者の推薦についての意見案
- 日程第 2 6 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する
決議案
- 日程第 2 7 議員派遣の件
- (追加日程)
- 日程第 2 8 発議第 3 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める
意見書案

(町長挨拶)

閉会

令和4年第1回平内町議会定例会会議録

令和4年3月4日 開 会

令和4年3月11日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第1号 令和4年度平内町一般会計予算案
議案第2号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計予算案
議案第3号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案
議案第4号 令和4年度平内町水道事業会計予算案
議案第5号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計予算案
議案第6号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案
議案第7号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案
議案第8号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計予算案
議案第9号 令和4年度平内町介護保険特別会計予算案
議案第10号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案
報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕
報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕
議案第11号 令和3年度平内町一般会計補正予算案
議案第12号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第13号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
議案第14号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案
議案第15号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
議案第16号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
議案第17号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第18号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第19号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案
議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案
議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕
議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕
議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕
議案第30号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について
議案第31号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について
議案第32号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第33号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第34号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第35号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第37号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第38号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第39号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第41号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

2、議員提出案件

- 発議第1号 人権擁護員の候補者の推薦についての意見案
- 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案
- 発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案

3、請願

- 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

4、報告

- 報告第1号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償の決定について〕
例月出納検査結果報告書

令和4年3月11日

平内町議会議長 船橋 健人 殿

予算特別委員長 佐々木 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第1号	令和4年度平内町一般会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第2号	令和4年度平内町国民健康保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第3号	令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第4号	令和4年度平内町水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第5号	令和4年度平内町特殊索道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第6号	令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第7号	令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第8号	令和4年度平内町公共下水道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第9号	令和4年度平内町介護保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第10号	令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当

令和4年3月11日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第11号	令和3年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第12号	令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第18号	令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第19号	令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案どおり可決すべきもの	処置妥当

令和4年3月11日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第94条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
請願第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書	願意妥当	採択すべきもの

令和4年3月11日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第11号	令和3年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第13号	令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第14号	令和3年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第15号	令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第16号	令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第17号	令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第30号	漁港整備事業工事分担金賦課徴収について	上記同じ	上記同じ
議案第31号	港湾整備事業工事分担金賦課徴収について	上記同じ	上記同じ

令和4年第1回平内町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月4日

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期の決定
日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
-

出席議員 8名

議長 船橋健人君 副議長 木村良一君 2番 田中大君
4番 亀田弘徳君 5番 田中茂勝君 6番 太田満則君
8番 倉内清一君 10番 田中光弘君

欠席議員 3名

3番 小笠原智鶴子君 7番 七尾 潔君 9番 佐々木 徳正君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊仁志君
町民課長 工藤隆之進君	福祉介護課長 塩越信子君
福祉介護課指導監 竹達暁教君	健康増進課長 松山秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田千代志君
水産商工観光課長 逢坂重良君	地域整備課長 佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会計管理者 飯田剛志君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	消防監消防署長 木村秀人君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 船橋英樹君	代表監査委員 佐々木 進君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山潤一

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回平内町議会定例会を開会します。出席議員が8人でありますので、会議は成立します。ただちに本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。本日は、テープを流しますので皆さんは、ご起立の上、黙読をお願いします。

（町民憲章のテープを流した）

議長（船橋健人君）ご着席願います。

議長（船橋健人君）次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（佐々木一成）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に、町長より提出されました案件は「議案第1号 令和4年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和4年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」、「議案第8号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」、「議案第9号 令和4年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第10号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第11号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第12号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第13号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第19号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」、「議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案」、「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」、「議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、「議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕」、「議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕」、「議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕」、「議案第30号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第31号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第32号」から「議案第41号」までは、「平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。10件の案件名が同じでありますので、議案ごとの個々の朗読については、省略させていただきます。以上43件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第1号 人権擁護員の候補者推薦についての意見案」1件であります。

また、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会より、付託案件の調査報告書が提出されましたので議員各位に配布してあります。

また、今定例会までに、受理した請願書は、「請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援を求める意見書採択を求める請願書」1件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第1号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」1件であります。

次に、平内町監査委員からは、例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議員各位に配布してあります。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしてありますので、ご了承願います。以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終ります。これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番太田満則君、8番倉内清一君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの8日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第1号」から「議案第10号」まで「報告第2号」、「報告第3号」及び「議案第11号」から「議案第41号」まで以上43件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「議長」の声あり。）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。

本日ここに、令和4年第1回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、国内においては、新型コロナウイルス感染症が、夏には、感染力の強い「デルタ株」、また、今年に入り、「オミクロン株」と、変異を繰り返し、依然として猛威を振るい、現在もなお、感染拡大が、収まらない状況であります。

また、自然災害においては、7月には、静岡県熱海市伊豆山地区での大規模な土石流が発生、8月には、停滞した前線の影響による豪雨により、九州、西日本地方の多くの人々の尊い命が失われました。不幸にも、感染症で亡くなられた多くの方々、自然災害にて、亡くなられた方々に、心より、御冥福をお祈り申し上げ、大切な家族を亡くされました御遺族の方々に、御見舞い申し上げます。さらに、現在も、感染症に苦しめられている方々の一日も早い御快復をお祈りし、感染症に向き合い、携わっておられる多くの医療関係者の皆様に、深い感謝と敬意を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束を願うばかりでございます。

また、青森県内においても、下北や上北地方を中心に、台風9号から変わった温帯低気圧の影響で大雨となり、むつ市や風間浦村では、社会生活、経済基盤となる両市村を結ぶ唯一の橋の崩落や、国道279号沿いの大量の土砂流出など、地域に点在する集落の孤立を招くなど、甚大な被害に見舞われ、長期間にわたる避難生活や不便な生活に苦しめられました。心より御見舞い申し上げます。一日も早い、復旧、復興を願うものであります。

このように、日本中が重苦しく、暗い状況下でありましたが、7月に開幕しました夏季五輪東京大会では、過去最多の583人が参加し、青森県にゆかりの選手としましては、卓球競技において、水谷隼選手、丹羽孝希選手が、男子団体の銅メダル、さらに、水谷選手においては、混合ダブルスの金メダルと、大活躍され、夏季五輪全体では、金メダル27個、銀14個、銅17個の総数58個と、夏冬五輪を通じて過去、最多記録を更新しました。また、米国大リーグでは、東北・岩手県出身の大谷翔平選手が、投打の「二刀流」として大活躍、投手としてチームトップの9勝、打者としても46本塁打を記録し、日本人としては、2001年の鈴木一朗（イチロー）氏以来の最優秀選手賞を受賞されました。また、東北にゆかりのある男子ゴルフの松山英樹氏が、米国・マスターズ・トーナメントで、史上初めて、日本男子として、世界最高峰のメジャー大会制覇を果たしたことは、多くの国民に、日本人としての誇りを呼び覚まし、勇気と感動を与えていただきました。

国際情勢においては、昨年1月、米国新大統領にジョー・バイデン氏が就任も、ロシアとの、ウクライナ情勢を巡り、米ソ冷戦以降で、最も緊張した対立を生み、その後、ロシアは、親ロシア派武力勢力が実行支配するウクライナ東部地域の「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」を名乗る2地域の独立を承認、派兵を命じた後、ウクライナへの侵攻を開始、主権を侵害して、力づくでの現状変更（※令和4年2月25日現在）、また日本と結びつきが強い、ミャンマーでは、国軍がクーデターを強行、クーデターに抗議する国民のデモが続き、国軍の武力弾圧により、多くの死者を生み、隣国、北朝鮮は、日本海の日本の排他的経済水域の内・外に、挑発、威嚇ともとれる、弾道、巡航ミサイルの相次ぐ試射、中国においては、相変わらずの、尖閣列島周辺海域への中国海警局に所属する船舶等による領海侵入、中国の不動産大手の中国恒大集団の経営危機は、世界的な株価下落など株式市場の混乱を招き、さらに、世界的にも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、各国において出入国の制限が講じられた結果、人流、物流の不活性化がもたらされることとなり、世界規模での、サプライチェーンの寸断拡大や、その他、原油の高騰を招くなど、日本の政治、経済にも、大きな影を落とし、大変、不安定な1年となりました。

さて、基幹産業であるホタテ養殖においては、出荷の中心となる新貝及び半成貝（令和2年産貝）は、ほぼ平年並みの出荷量となりましたが、越冬した古貝（令和元年産貝）が少なかったため、全体としては3万8千トンとなり、例年を下回る出荷量となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国内の巣ごもり需要が取引価格を引き上げたため、平内町漁業協同組合の水揚額としては、ホタテだけで約73億円、ナマコ等を含めた全体では約79億3千万円となり、当初の販売計画の60億円を大きく上回りました。

一方、水稻については、春先の田植えから出穂期までは、天候に恵まれ青森地帯の作況指数は、102の「やや良」となりましたが、8月上旬の台風、大雨による日照不足・低温などの影響が一部の地域でみられました。

また、コロナ禍による業務用米の需要低迷を受け、青森農業協同組合が農家に仮払いする「生産者概算金」が大幅な下落となったことから、町では、その損失に対する支援金の交付を行いました。2月末現在において農家への交付を概ね完了しており、令和4年度の生産へ意欲を持って取り組めるよう支援したところであります。今後も、より一層の品質向上を図るべく関係機関と連携をし、良質米の生産に取り組んで参りたいと考えております。

町政については、新型コロナウイルスワクチンの集団接種をはじめ、子ども医療費給付制度の対象範囲を18歳まで拡大し、9年間休止しておりました平内中央病院の小児科外来を小児科医師の招聘により再開したほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金などを活用した、令和2年

度に引き続き、好評であったプレミアム商品券事業、コロナ禍で苦しんでいます町事業者への継続支援事業を実施いたしました。さらに、夏泊半島沿岸地域へ高速インターネットが利用できる光ファイバー網の整備、コロナ終息後を見据えた町観光活性化の基点としての夏泊大島地区の公衆トイレ新築工事を実施いたしました。

また、その他に、防災重要拠点としての新平内消防庁舎の開署、平成26年度に事業着手しました間木、東滝地区の融雪溝の整備完了及び供用開始、清水川橋の架替工事完了、さらには、ホタテ残渣の処理について、茂浦地区に上屋付きの仮置き施設完成など、町民の命、暮らし、経済に直結した事業の展開を推進して参りました。これも偏に議員各位の御理解と御支援の賜物と深く感謝と御礼を申し上げます。

我が国の経済状況と国の動向を見ますと、令和4年度の予算編成時の、内閣府が公表した12月の月例経済報告によれば、経済の基調判断は、景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があり、また、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

また、国の動向としましては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」における当面の経済財政運営について、政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する『成長と雇用の好循環』の実現を目指すこととされ、デジタル技術を活用した働き方の多様化、環境問題への意識の高まり、地方での暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めているとしています。

この変化を的確に捉え、ポストコロナの持続的な成長基盤を確立するため、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体で元気にする活力ある地方創り」、「少子化を克服・子供を産みやすい社会の実現」の4つを、成長を生み出す原動力として強力に推進していくことを示し、当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜くとされています。

このような状況を踏まえ、令和4年度の予算編成に当たりましても、次世代にわたり、継続可能な社会実現のための予算編成といたしました。

さて、今定例会には、令和4年度における各会計の当初予算案をはじめ、令和3年度の各会計の補正予算案及び条例の改正案等合わせて43件を提案しておりますので、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第1号「令和4年度平内町一般会計予算案」であります。歳入歳出ともに73億3千万円となり、前年度当初予算に比し6億8千万円（約10.2パーセント）増額となりました。

また、国内景気持ち直しの動きを受け、町税、地方消費税交付金、地方交付税等は増額計上いたしましたが、不確定要素が多く過大な計上を抑制したこと、令和5年度開校に向けた平内中学校の整備費用に多額の一般財源を要することにより、財源が不足する厳しい予算編成となりました。

予算の歳出から申し上げますと、まず、職員等の人件費、扶助費、公債費等義務的費用のほか、実施する主な事業費用等について各款ごとに御説明いたします。

1款議会費では、議員の報酬及び研修等議会活動に要する費用等7,575万3千円を計上。

2款総務費では、庁用諸費、新型コロナウイルスに対応した庁舎用備品購入費、水ヶ沢山無線中継局用電気設備改修事業費、町有財産管理費、生活路線バス運行委託費、プレミアム商品券発行事業助成金、QR及びコンビニ収納事業費、電算管理費、定住促進新築住宅及び家賃補助事業費、税の賦課徴収費、戸籍住民関係費、選挙費等合わせて10億86万5千円を計上。

3款民生費では、町民バス高齢者等無償化事業費、町社会福祉協議会運営費、重度心身障害者医療費及び障害者介護・訓練等給付費、ひとり親家庭等医療給付費、保育所等施設型給付費、地域子ども・子育て支援事業委託費、児童手当事業費等合わせて11億1,303万円を計上。

4款衛生費では、町民の健康増進と疾病予防管理等の徹底を図るための各種検診・乳幼児健診等及び予防に要する経費、乳幼児・子ども医療給付費、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、斎場つきき聖苑の管理運営費、じん芥処理費、一般廃棄物処理費、外の沢埋立地維持管理費等合わせて5億7,370万3千円を計上。

5款労働費では、勤労青少年ホームの管理運営費等1,240万1千円を計上。

6款農林水産業費では、農業団体等活動助成事業費、農業用道水路補修事業費、機構集積協力金等交付事業費、多面的機能支払交付金事業費、林道整備事業費、森林経営管理事業費、漁港建設事業費、ホタテ貝養殖業構造改善緊急特別対策事業費、ホタテ養殖の残渣等を処理するための廃棄物処理施設管理運営費、山村開発センター施設費等合わせて3億9,629万円を計上。

7款商工費では、ひらないまるごとグルメ館総務事務費、ビジネス交流拠点構築事業費、地域活性化住宅リフォーム支援事業費、町商工業者に対する事業活性化資金・小口資金特別保証預託金、夏泊公園観光施設等に係る維持管理費、夜越山森林公園、花き温室等に係る維持管理運営費、平内いきいき健康館に係る指定管理費等合わせて1億9,303万6千円を計上。

8款土木費では、急傾斜地整備事業費、道路新設改良事業費及び道路維持事業費、小湊港の港湾改良事業費、水害地帯環境整備事業費、雷電橋及び小豆沢橋補修工事費、除排雪委託費及び除雪機械購入費、公・町営住宅管理費等合わせて3億9,948万7千円を計上。

9款消防費では、青森地域広域事務組合に対する負担金等常備消防費ほか、平内町消防庁舎管理費、非常備消防費用として口広分団小型動力ポンプ付積載車購入費等合わせて3億8,315万7千円を計上。

10款教育費では、児童生徒の各種検診事業費、スクールバス運行委託費ほか、学校給食センター管理運営費、学校教育充実事業費、小・中学校の教育振興事業費、平内中学校整備事業費及び備品購入費、学校・家庭・地域連携協力推進事業費、体育施設費、公民館活動及び各種スポーツ振興費等合わせて11億2,277万7千円を計上。

11款災害復旧費では、事務費用及び消耗資材費用14万5千円を計上。

12款公債費では、各種事業実施に係る地方債の元利償還金等6億1,471万5千円を計上。

13款諸支出金では、平内中央病院事業会計等、各特別会計への繰出金等合わせて14億4,364万1千円を計上。

14款予備費では、昨年同額の100万円を計上いたしました。

一方、これらに対する歳入の主なものといたしまして、自主財源の根幹である町税においては、基幹産業であるホタテ水揚額増加に伴う増収等を見込み、昨年度より6,000万円強の増額といたしました。

地方交付税では、国の地方財政計画をもとに町の見込額を計上。国庫・県支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,000万円を始めとしたそれぞれの事務・事業に対する

負担金、補助金及び委託金を計上。町債では、それぞれの事業別、目的別の見込額を算出計上し、なお不足する一般財源につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金を繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第2号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに19億5,027万円となり、前年度当初予算に比し7,818万2千円（約3.9パーセント）の減額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費及び運営協議会費のほか、被保険者に係る保険給付費、県へ納付する事業費納付金及び特定健診・特定保健指導を実施するための保健事業費等に所要額を計上いたしました。

一方、歳入では、国民健康保険税のほか、医療給付などに対して交付される県支出金及び一般会計からの繰入金等を計上いたしました。

次に、「議案第3号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」であります。収益的収入及び支出における収入の予定額は、医業収益で10億7,216万6千円、医業外収益で3億1,209万円、介護サービス事業収益で4,088万9千円を見込み、病院事業収益を前年度当初に比べ1,399万8千円減の14億2,514万5千円といたしました。

一方、支出については、医業費用を14億8,842万円、医業外費用を2,299万3千円、介護サービス事業費用を9万2千円とし、病院事業費用を前年度当初に比べ1,012万4千円増の15億1,150万5千円といたしました。

これにより令和4年度の収益から費用を差し引いた純損失は、8,636万円になる見込みとなりました。

次に、資本的収入及び支出における収入では、企業債を3,170万円、一般会計負担金を2億3,102万7千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を3,350万2千円、企業債償還金を2億2,622万5千円、医療職就学資金貸付金を300万円計上し、収入支出ともに2億6,272万7千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて4億7,529万3千円計上いたしました。

次に、「議案第4号 令和4年度平内町水道事業会計予算案」であります。収益的収入の基礎であります業務の予定量については、水道給水戸数4,390戸、年間総給水量106万3,944立方メートルであり、これによる水道営業収益は2億7,756万9千円を見込みました。営業外収益では、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入等で3,117万8千円となり、事業収益合計3億874万7千円といたしました。これらに対する収益的支出の水道営業費用は、2億1,797万3千円となり、営業外費用と合わせ水道事業費用合計を2億5,170万8千円といたしました。これに消費税の精算等で、実質収支は5,703万9千円の純利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入で重要給水施設配水管布設事業等に係る企業債、国庫補助金を見込み、収入合計で1億345万6千円を計上、支出では、重要給水施設配水管布設事業等に係る建設改良費として1億2,527万5千円、企業債償還金と合わせ支出合計を2億5,521万2千円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億5,175万6千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、「議案第5号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに2,434万1千円となり、前年度当初予算に比し84万1千円（約3.2パーセント）の増額となりました。歳出の増額については、指定管理料の人員費にかかる経費が増えたためであります。そのほかは索道施設の管理運営に必要な最小限の諸費用を計上し、歳入では、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

次に、「議案第6号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」であります。歳出では、職員人件費のほか処理施設及び合併処理浄化槽維持管理委託料、機械修繕費、消費税、地方債の元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金等のほか、町債として浄化槽市町村整備推進事業債、資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分については、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億5,764万4千円となり、前年度当初予算に比し247万4千円（約1.6パーセント）の増額となりました。

次に、「議案第7号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」であります。歳出では、職員人件費のほか処理施設維持管理委託料、機械修繕費、漁集排施設機能保全工事費、地方債の元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、県支出金等のほか、町債として漁業集落排水事業債及び資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分については、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,364万2千円となり、前年度当初予算に比し612万3千円（約5.1パーセント）の減額となりました。

次に、「議案第8号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」であります。本事業は、平成18年4月に一部供用を開始し、現在の加入状況は、普及世帯2,008世帯に対し、837世帯が接続しており、供用地区の接続率は41.68パーセントになっております。現在も未普及地域が残っている状況でもありますので、本年度においても管渠工事を実施し、普及世帯の拡大並びに接続率向上を図るものであります。

予算の概要について歳出では、職員人件費のほか、処理場の維持管理費、建設事業に伴う各委託料及び公営企業会計移行業務委託費、管渠工事費、地方債に係る元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、県支出金等のほか、町債として公共下水道事業債、資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分につきましては一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億7,890万6千円となり、前年度当初予算に比し4,545万2千円（約10.5パーセント）の増額となりました。

次に、「議案第9号 令和4年度平内町介護保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに14億2,253万7千円となり、前年度当初予算に比し3,650万7千円（約2.6パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人員費のほか、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費に係る保険給付費及び地域支援事業費等を計上いたしました。歳入では、介護保険料のほか、保険給付費等に係る国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、「議案第10号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに3億2,976万7千円となり、前年度当初予算に比し2,061万9千円（約6.7パーセ

ント)の増額となりました。

予算の概要について歳出では、広域連合への負担金等を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料のほか一般会計からの繰入金等をもって措置いたしました。

次に、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」であります。国の補正予算(第1号)が令和3年12月20日付で成立したことに伴い、子育て臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、平内町福祉灯油助成金を早急に支出すべく予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、令和3年12月24日付で2億7,193万9千円の増額を専決処分したものです。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに74億5,063万6千円となりました。所要歳出の財源調整として、関連した収入見込額を増額し、なお不足する一般財源につきましては地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」であります。降雪量の増加に伴い除排雪委託料において予算不足が見込まれること及び新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)について接種時期が令和4年4月から2月に前倒しとなったことから、早急に予算措置を講ずる必要が生じ、地方自治法の規定により、令和4年1月31日付で1億2,228万1千円の増額を専決処分したものです。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに75億7,291万7千円になったものです。所要歳出の財源調整として、関連した国庫支出金収入見込額を増額し、なお不足する一般財源につきましては地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第11号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、全体的には各事業費の実績見込みや確定等に係る費用を計上し、歳入歳出ともに1億6,802万6千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに77億4,094万3千円といたしました。

補正の主なものとして歳出の増額では、自立支援給付費、子育て臨時特別給付金、農業委員会費、ほたて貝養殖業構造改善緊急特別対策費補助金、廃棄物処理施設管理運営事業費、除排雪委託料等を計上いたしました。

また、国の補正予算(第1号)関連では、学校施設環境改善交付金を活用した平内中学校の整備事業を令和3年度予算に前倒して実施が可能となったことに伴い、令和3年度及び4年度の2か年で継続費を設定して実施することといたしました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付となったことに伴い、既存実施事業へ充当するとともに、小・中学生のタブレット端末持ち帰り学習に対応するための備品購入費及び子育て臨時特別給付金給付対象外世帯への町単独給付費を新規計上したほか、接触低減医療機器等購入費として、病院事業会計への繰出金を増額計上いたしました。

また、歳出の減額では、児童手当事業費、保育所等入所措置事業費、乳幼児・子ども医療給付事業費等、事業実績による減額のほか、漁港建設事業費、道路改良事業費、東和東滝線融雪溝設置事業費においては、令和3年度予算編成終了後に国の補正予算による令和2年度予算での前倒し実施に伴う減額が生じました。

これら歳出に対する財源調整として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額の増減と町税及び地方消費税交付金及び地方交付税を増額し、歳入超過分につきましては、財政調整基金繰入金を減額して基金に積み戻したほか、将来の公債費及び普通建設事業費の増加を見据え減債基金及び公共施設等整備基金に積立てをし、歳入歳出同額といたしました。

一方、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続きのワンストップ化に対応したシステム改修事業については、国の補正予算による新規交付分であり、国が予め本省繰越を想定している予算であること、自動車購入事業については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的な半導体部品の不足及び工場の稼働停止により、生産に遅延が生じていることから、それぞれ年度内の事業完了が困難となり、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、「議案第12号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに5,922万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに19億9,817万8千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、保険給付費及び基金積立金を減額し、諸支出金を増額いたしました。歳入では、国庫支出金等を増額し、国民健康保険税、県支出金及び繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第13号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業収益を6,138万9千円減額し、医業外収益を1億2,104万5千円増額いたしました。これにより、病院事業収益は15億3,040万9千円となりました。

一方、支出につきましては、医業費用のうち材料費を780万円、経費を661万7千円それぞれ増額し、医業外費用を23万7千円増額いたしました。これにより、病院事業費用は15億1,804万5千円といたしました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債を310万円、一般会計負担金を8,483万9千円それぞれ減額し、補助金を1,315万3千円増額いたしました。これにより、資本的収入は1億8,359万6千円となりました。

一方、支出では、建設改良費のうち建物設備整備費を67万1千円減額し、医療機器及び器具購入費を1,042万1千円増額し、資本的支出を2億6,813万2千円といたしました。なお、資本的支出に対して不足する額8,453万6千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしました。

次に、「議案第14号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち収入では、水道営業外収益の他会計補助金を110万1千円減額し、収益的収入総額を3億906万3千円といたしました。

また、資本的収入及び支出のうち収入では、企業債を1,250万円減額、補助金を110万1千円増額し、資本的収入総額を5,870万8千円とし、支出では、配水設備費を1,153万2千円減額し、資本的支出総額を2億1,362万6千円といたしました。

これにより、資本的支出に対して不足する額1億5,491万8千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることにいたしました。

次に、「議案第15号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに849万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに1億5,211万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、電気料のほか集排処理施設管理委託料等を増額し、宅内汚水柵設置工事費、浄化槽設置工事費等を減額いたしました。歳入では、使用料及び修繕分担金を増額し、汚水柵設置分担金、農業集落排水事業債のほか一般会計繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第16号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。

今回の補正は、歳入歳出ともに89万円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億2,821万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、消費税、宅内汚水柵設置工事費等を減額し、電気料及び集排処理施設管理委託料等を増額いたしました。歳入では、使用料及び漁業集落排水事業債等を減額し、排水設備検査手数料のほか一般会計繰入金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第17号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1,235万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出ともに4億2,141万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、修繕費等のほか、管渠工事の単独事業費の確定に伴い建設事業費を減額いたしました。歳入では、使用料及び手数料を増額し、公共下水道事業債、一般会計繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第18号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに4,140万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに14億3,557万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び基金積立金を増額いたしました。歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金を増額、繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第19号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに846万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億1,976万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、広域連合負担金及び一般会計への繰出金を増額いたしました。歳入では、後期高齢者医療保険料と雑入として広域連合からの過年度分療養給付費負担金等確定に伴う返還分を増額し、一般会計からの繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。令和4年4月1日から施行される国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置との権衡を踏まえる必要があることを求められていることに伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、そのうち国民健康保険税に係る改正部分については、令和4年4月1日から施行されることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」であります。青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案」であります。平内町営牧野の面積変更等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改

正する条例案」であります。本案は昭和54年度から3か年で実施された新農村地域農業構造改善事業における緑の村整備事業で建設された野外運動施設のうち、老朽化が進み撤去したテニスコート、バレーコート、便所を廃止し、スーパースライダーの回数券についても「5回券」を「6回券」に変更のうえ、使用料金もあわせて変更し、改正するものであります。

次に、「議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」であります。消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であります。現在の辺地総合整備計画は令和3年度で計画期間が満了することから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により新たに令和4年度から令和8年度までの5カ年分の計画を策定するものであります。

次に、「議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕」であります。当該施設の指定管理者の公募を行ったところ応募者が1者であり、選定委員会での審査の結果、応募者である株式会社クリーンシステム平内を指定管理者の候補者として選定したため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕」であります。当該施設の指定管理者の公募を行ったところ応募者が1者であり、選定委員会での審査の結果、応募者である株式会社サンアメニティを指定管理者の候補者として選定したため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕」であります。当該施設の指定管理者の公募を行ったところ応募者が1者であり、選定委員会での審査の結果、応募者である平内町漁業協同組合を指定管理者の候補者として選定したため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第30号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。漁港工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております白砂漁港、稲生漁港分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、「議案第31号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。港湾工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております小湊港間木地区分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、「議案第32号」から「議案第41号」の「平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の10件であります。いずれも同様の提案理由であることから一括で御説明させていただきます。

現委員10名は本年3月31日をもって任期満了となることから、委員候補者の募集を行ったところ定数10名に対し、現委員9名を含めた10名の応募があり、定数を超えなかったこと及び審査の結果、任命する要件を満たしていると判断したことから10名を候補者として決定いたしました。いずれも適格と認め提案いたしますので、何卒満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳

しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月7日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。どうもご苦労様でした。

（午前10時57分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

日程第2、質 疑

日程第3、予算特別委員会設置

日程第4、議案付託

日程第5、請願付託

出席議員 9名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君	6 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 佐々木 徳 正君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 2名

3 番 小笠原 智鶴子君 7 番 七 尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	企画政策課長 田 中 正 美君
税 務 課 長 渡 邊 仁 志君	町 民 課 長 工 藤 隆之進君
福祉介護課長 塩 越 信 子君	福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君
健康増進課長 松 山 秀 子君	健康増進課指導監 大 水 要君
農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君	水産商工観光課長 逢 坂 重 良君
地域整備課長 佐々木 隆 志君	地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君
会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君	平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君
消防監消防署長 木 村 秀 人君	教 育 長 渡 辺 伸 一君
学校教育課長 須 藤 鉄 博君	生涯学習課長 船 橋 英 樹君
代表監査委員 佐々木 進君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時00分 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が9人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。

日程第1に入る前に、議員の皆さんにお願いがございます。新型コロナウイルス感染症が拡大し、

議員も発症していることから、一般質問は簡潔に、時間短縮に努めていただきますよう、ご協力方お願いいたします。

◇

日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

まず、11年前の今週金曜日、東日本大震災が発生いたしました。発生当時の悲惨な記憶はまだまだ薄れることなく、脳裏に焼きついております。教訓を生かし、常日頃から防災意識を忘れることなく、日常生活を送ることが大切であると改めて想起させられます。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ終息に向かう傾向が見受けられないことを憂慮しておりますが、感染症対策の一助となる3回目のワクチンブースター接種も、当町におきましては比較的順調に推移しているとのことでありますので、引き続き積極的な周知を図っていただきますようお願いいたします。

また、皆さん御存じのとおりロシアによるウクライナ軍事侵攻につきましては、世界秩序を揺るがす行為であり、断じて許されるものではありません。世界で唯一の被爆国である日本は、できる限りウクライナ国民への支援を続ける必要があると考えております。

前述のとおり、コロナやウクライナ軍事侵攻など、今世界は未曾有の危機にさらされておりますが、一刻も早く平和な世界と日常を取り戻すことができますよう心から切に願うものであります。

最後に、大震災、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ軍事侵攻によりお亡くなりになった世界中の大勢の方々に対し、心からご冥福をお祈り申し上げまして、一般質問に入ります。

「学生応援一時給付金について」と題しまして、蔓延する新型コロナウイルス感染症、特にオミクロン株は社会全体に大きな影響を与えていますが、その影響は決して均等ではなく、社会的弱者の生活に対しより厳しい影響が及んでいます。その影響により、大学生らにも深刻な経済的困難が広がっております。

ある学生団体が、インターネットを通じて大学や専門学校に通う学生から集めた実態調査では、5人に1人が退学を検討中という驚くべき結果が出ておりました。そして、自由記述欄には切実な声が寄せられていました。「アルバイトのシフトが減らされ、収入が激減した」「アルバイト先が休業したが休業補償が受けられず、学費が不足する」「アルバイトを10か所応募したが、全て断られた」「親の収入が減り、大学を辞めることにした」などでありました。

こうした中、全国の200以上の大学で、授業料返還や減額などを求めるオンライン署名が行われております。そして、国の学生支援緊急給付金制度が示されましたが、この緊急給付金は支給対象者の要件があり、全ての学生を対象にした制度ではありません。

こうした中、東通村が1月25日「村出身の大学生らを対象に、1人10万円を給付することとした」と報道がありました。政府が18歳以下の子どもに給付した事業で対象外となっていた学生を、村が独自に支援するとのことでした。

我が平内町でも、既に大学生等応援給付金事業を実施しましたが、学生や保護者の方々からは、「非常に助かった」との声が私の元にも多く寄せられました。

また、去る1月27日から弘前市に蔓延防止等重点措置が適用されました。弘前市の大学や専門学校には、当町出身の学生が多数在籍しております。重点措置時間中アルバイト収入や親の仕送りが激

減した学生が多数いたことは、想像に難くありません。

当町出身の若者は、町の宝です。町出身の学生に平内町に対する愛着を持っていただけるよう、学生支援緊急給付金対象外の困っている学生たちを応援するため、町独自で学生応援一時給付金を支給すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。以上で、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

田中 大議員のご質問にお答えをいたします。

「学生応援一時給付金について」であります。町では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、学業の継続が困難になると見込まれる大学生等への、町独自の支援策として「平内町大学生等応援給付金」を支給いたしました。支給実績といたしましては、保護者と同居している学生等124名に5万円、一人暮らしをしている学生等38名に10万円をそれぞれ支給し、合計で1,430万円の支給実績となりました。

さて、国では長引く新型コロナウイルス感染症の影響が様々な人々に及んでいる中、子どもたちを力強く支援するために令和3年度補正予算で「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給することとし、当町においても支給が進んでいるところであります。また、国では大学生の中退者数や休学者数が増加していることから、学生等の学びを継続するために、一定の条件を満たす学生等に対して「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を支給することとしております。

町といたしましても、当該緊急給付金の対象が限定されていることなどから、全ての大学生等を対象とした支援策が必要であると考えていたところであります。このたび、県が新型コロナウイルス感染症の拡大の防止と地域経済の維持回復を図るため「新型コロナウイルス感染症市町村総合対策補助金」を支給することとしたことから、当該補助金を活用して、大学生等への支援を行いたいと検討していたところでございます。支給人数等については、町に大学等への進学者についての資料がないことから明確な数字はお示しできませんけれども、令和2年度に支給したときと同程度の規模になると考えております。

なお、県から補助金の金額や対象について示された時期の関係から、今回の補正予算には間に合いませんでしたが、来年度の早い時期に大学生等への支援のみならず、様々な新型コロナウイルス感染症対策や地域経済の支援策などを実施していきたいと考えております。以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中 大君。

2番（田中 大君） 町として、既に支給をご検討いただいているという答弁をいただきました。一安心しました。県の補助金額確定により支給額を決定するものと考えておりますが、最低でも令和2年度支給額と同額、そして可能な限り新年度の早い時期に支給していただきますようお願いいたします。質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で、2番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番、田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、5番」の声あり）はい、田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） 皆さん、おはようございます。田中茂勝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、平内町の活性化という観点から、幾つかの項目について質問をいたします。

当町の人口は、2020年に実施された国勢調査では、前回5年前の実施時より9.1パーセント

減少いたしました。これについては、想定範囲ではあるかとは存じますが、このように人口減少が進行し続けるに中あって、いかにして持続的発展をしていくのかというふうなことを考えたときに、経済や福祉、文化・教育、環境など、様々な分野の中でも地域経済の活性化が特に必要であります。

その大きな柱の一つとして、交流人口の拡大を目指した取組が喫緊の課題ではないかと考えます。他の市町村では、交流人口ビジネス活性化戦略などというふうなものをつくり、観光施策の対象はいわゆる観光というふうなものに限ることなく、出張やスポーツ観戦など様々な目的で町を訪れる方々である、という視点に立って取組を取りまとめ、数値目標を設定して取り組んでいるところもあります。私は、このような取組が当町にも必要なものと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

当町を訪れる方、いわゆる交流人口や関係人口として位置づけることかでき、中でも割と多いのではないかとと思われるものを列挙してみれば、出張で訪れた工事関係者や販売員、バイヤー、スポーツ大会参加者とその観戦者、魚釣りやキャンプ、海水浴やスキューバダイビング、ゴルフやパークゴルフ、食事や買い物、温泉宿泊、イベント参加者、宗教関係者、教育研究者、研究学生、ボランティア参加者など、関係人口としては盆正月に帰省した者や、以前に、当町に勤務していた方など相当数の方がこの町を訪れています。

町では、交流人口に関する統計はイベントや観光施設の入場者など、一部のものしか記録していないものと思いますが、今後は間口を広げた調査をし基礎資料とすべきと考えますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

交流人口を拡大し消費につなげることは、地域経済の活性化に大きな効果をもたらすものであり、第6次平内町長期振興計画においてもその必要性を指摘し、交流人口拡大を目指しております。しかしながら、この6次長計は2年以上前に策定され、中学校の統廃合や役場の位置変更、さらにはコロナ禍による人と人との接触が制限されるような事態もあり、策定時とは状況が変化していることから、改めて交流人口の拡大と、地域経済活性化への取組に対する考え方と、具体的方策についてお伺いします。

まず1点目は、地域活性化のため交流人口の拡大が重要であるというふうなことを考えているかどうか。

2点目は、交流人口の拡大のみならず、旅行者の町内での消費を増やす取組が必要であると考えているかどうか。

3点目は、当町により長く滞在し、多くの商品やサービスを消費してもらうための具体的な施策の実施計画はあるのかどうかです。

4点目として、今後、廃校になると思われる校舎を宿泊所やレンタルオフィス、あるいは農産物の生産加工施設や水産物の養殖施設などへの転用や、貸付けの考えはあるのかどうかです。これについては、文部省においても全国で毎年470校程度の廃校施設が生じていることから、廃校施設の活用を推進しています。青森県内では、五戸町が野菜の生産施設や通所介護施設に、西目屋村や今別町では宿泊施設として活用されていることなどが紹介されています。転用の場合には、用途や条件にもよりますが補助制度もあり利用できるようですので、積極的な取組が必要と考えます。

次に5点目は、旧少年院跡地の国道沿いを中心として商業エリアを設け、公衆トイレなどを設置する考えはあるのでしょうか。これにつきましては、すぐ近くに夜越山森林公園があり、サボテン園、パークゴルフ場、さらにはよごしやま温泉がありますが、食事やお土産を買う場所も少ない状況にあります。国道4号線を青森から野辺地方面へ向かう車の利用者が、進行方向の左側に公衆トイレがないので「あると、大変便利だ」との声があります。このようなことを考え合わせれば、必ずや多く

の方が立ち寄り交流人口の拡大につながる事となり、平内町の商工業の発展に寄与するものと考えます。以上のようなことを申し上げ、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えいたします。

「人口減少と交流人口の増加について」の一つ目「交流人口の数値目標を設定して取り組むことの必要性について」であります。まず、私は、町長就任以来、人口減少を最小限に抑えることを最重要課題に据え、まちづくりの最も根幹となる「長期振興計画」や「第2期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める「訪れたい」「住んでみたい」「住み続けたいまちづくり」の実現に向けて、各種施策を推進してまいりました。その「総合戦略」に地域資源を効果的に活用し、その魅力を最大限に発信することによって、交流人口の増加や定住促進を図っていくための数値目標を設定しており、PDCAによる年度ごとの効果検証を行い効果的・効率的に進めることとしておりますので、さらに新たな戦略や数値目標の設定については、現在のところ考えておりません。

次に、二つ目「交流人口に関する統計の基礎資料とするため調査してはどうか」についてでございますが、これまで町の交流人口を調査したことはございませんが、国勢調査のデータを利用することによって、推計により算出することができますので、5年度ごとの資料とはなりますが、今後は、データ化していけるのではと考えております。

次に、三つ目「消費拡大と経済活性化について」の①「地域を活性化するため交流人口の拡大が必要と考えるか」についてでございますが、定住人口が減少傾向にある今、観光客や地域への滞在者といった交流人口を拡大させることで、人口減少による影響を緩和させ、地域に活力をもたらす意味からも拡大は必要と考えております。

次に、②「交流人口の拡大のみならず、旅行者の町内での消費を増やす取組が必要と考えるか」についてでございますが、観光は関連産業のすそ野が広く、経済効果も期待できることから、観光客を誘致するための取組として、地場産品による「おもてなし」の消費を拡大することが必要と考えます。

次に、③「平内町により長く滞在してもらい、多くの商品やサービスを消費してもらうための具体的な施策の実施計画はあるのか」についてでございますが、具体的な実施計画はございませんが、平成30年にほたて広場に隣接して「ひらないまるごとグルメ館」を建設し、今年度末には夏泊崎地区に休憩所付きのトイレが完成予定となっており、観光拠点となる地区の施設を整備しながらソフト事業も実施し、多くの方に来ていただく環境を整えていきたいと考えております。

次に、④「廃校舎を宿泊所やレンタルオフィス、農・漁産品の養殖施設などへの転用や貸付けの考えはあるのか」についてでございますが、管内中学校が統合された後の廃校舎の利用についてはまだ決まっておきませんので、今後有効に活用できるよう検討していきたいと考えております。

次に、⑤「旧少年院跡地に商業エリアを設け、公衆トイレを設置する考えはあるのか」についてでございますが、旧少年院跡地の利用については役場の移転しか決まっておきません。そのほかの土地については、これから利用計画を立てることとなると思いますが、役場周辺地域のにぎわいを創出するためにも必要な施設の貼り付けについては、多くの方の意見を参考にして協議していきたいと思っております。以上です。

議長（船橋健人君） 田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） ご答弁ありがとうございました。

町長は、本当にこれからこの人口減少の時代、平内町のことを考え発展させていかなければならないというふうなこう強い決意は感じられました。

最後に申し上げたいことが一つございます。このたび新たに取得した旧少年院跡地、8万5,000平米ぐらいの面積があるというふうなことでございますので、これをいかに活用していくか、うまく活用していくか、そういうふうなこともひとつ当町の発展の一つの要素ではないのかなというふうな考えます。

そこで、今から10年ないし15年ぐらいの間に、小湊の商店会においては幾つかの店舗がシャッターを下ろしたままになっております。これに反するように、国道4号線沿いではコンビニエンスストアや食事を提供する店が新たに新店している状況でございます。地域経済の活性化には、いかに交流人口を取り込むことが必要であるかを証明しているような状況ではないかと思えます。

町といたしましても、最大限交流人口や関係人口の取組に力を入れるべきものと考えますので、そのことを申し上げ質問を終えます。

議長（船橋健人君） 5番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） おはようございます。

それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

初めに、ロシアプーチン政権によるウクライナに対する侵略は、国連憲章に基づく世界の平和秩序を根底から脅かしています。プーチン大統領は、侵略戦争を合理化するために様々な弁明をしていますが、どれも成り立つものではありません。どんな理由をもってしても、紛争の平和解決、武力行使の禁止を定める国連憲章に違反した戦争行為は許されません。何より大事なものは、「ロシアのウクライナ侵略をやめよ」の1点で団結し、世論でロシアを包囲・孤立させるとともに、ウクライナへの連帯を示すことであります。

それでは、質問に入ります。

1点目は、「地域コミュニティの活性化について」であります。

昨年9月定例会で、町内会の役員としての心情の把握が大事とのことでアンケート調査を求めたところ、行政側としても把握する必要があるとのことで早速実施したことに敬意を表します。

今回質問するに至ったのは、全国の町内会役員及び会員からのアンケートによる意見が、ネット上で紹介されたのを見てのことでありました。投稿した約8,000通のうちの多くが、置かれている立場の苦悩が寄せられていました。私自身、平成の大合併で平内町が青森市との合併を望まず単独で進む道を選んだことから、協働のまちづくりには町内会の役割が重要であり、町民自身も寄り添うのは町内会であるとの思いが大きくなったわけであります。

管内の町内会では、環境美化活動や赤い羽根・緑の羽、赤十字の募金活動、社会福祉協議会会費や管内町内会の年1回の町の要請活動として行政との懇談会、また行政や警察・福祉施設・学校からの配布物があり、地区によっては住民の結集を高めるためのレクリエーションを展開している町内会もあります。しかし、多くは役員体制の不十分さもあり事業展開に困難が伴ってきているのもでてきております。これまでは、率先して役員になる方が多かったのですが、今日では社会構造の変化により全国的に担い手不足が叫ばれています。

当町においては、59行政区に行政連絡員が配置されていますが、質問の一として、アンケート結果の集約を受けての所見と、今後どのように反映していくのか、見解をお伺いいたします。

2つ目に、「町内会コミュニティ応援事業について」であります。

高齢者の多い町内会活動には、活性化に向けて支援する取組が必要と思われませんが、どのように捉えているのか見解をお伺いいたします。

3つ目に、「集落支援員活動事業制度について」であります。

総務省の地域力の創造・地方の再生施策として、同様の「地域おこし協力隊」の1年前に2008年（平成20年）、集落支援員制度が発足しました。令和2年度では、全国で358市町専任の集落支援員は1,746人、町内会長などの兼任者が3,078人で、総務省では財政措置として専任の場合は1人当たり430万円、町内会長等が兼任する場合は1人当たり40万円の上限とする制度であります。目的は、集落について知っている方を支援員として配置し、地域の困りごと等の解消と活性化を目指すものとしています。

これは、地域おこし協力隊の都市部で生活した経験者の方や、活動期間も制限あるものと違い、当町の方で活動期間も制限なしの制度ですので、根を下ろしての活動ができます。活動内容は、集落の点検や状況把握が基礎的活動であり、町内会の施策の実施をサポートする役割であるので、役員にとっては心強いものがあります。

総務省は、市町村の自治体としての役割として、次のようにうたっています。市町村は、地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落対策の方針を示す。集落の実態把握を行う場合は、集落支援員の果たすべき役割、職務内容等を明確化して委嘱する。集落支援員からは、町村への報告手段、報告内容等を定める。十分に連携を図り、集落支援員からの報告を参考にしつつ、課題に対応する二つの方向性を検討するとあります。

今後の町内会活動を見据えた場合、活動の活性化へと導くためには、当町としても集落支援員活動事業の制度化を検討すべき時期であると強く思わざるを得ません。見解をお伺いいたします。

大きい2番目には、「住みよい平内町のために」とタイトルは大きいですが、内容は身近なことについてであります。

毎年、積雪の冬期間を克服するかが、特に独り暮らし・老夫婦世帯・障害者にとっては大きな問題であり、課題であります。少しでも心情を緩和してくための、対策として次のことの見解をお伺いいたします。

一つに、冬期間の軽度生活支援事業として、除雪費援助を検討すべきかであります。私は、これまでシルバー人材センター会による自力で、除雪できない方が除雪要請登録をし、会員さんが定期的に見回っての福祉除雪制度を提案してきましたが、会員数が追いつかず無理とのことであります。当初私は、青森市でも実施している除雪費支援の福祉除雪制度を求めていました。その後、「第1期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、シルバー人材センター会員数を平成27年度7月に設立したばかりの10人から、5か年で一気に倍化の20人の数字の経過に、私は不可能との思いがありました。何を根拠に数値を倍化するのか。五割増の数値が実用的ではないかと強く思ったものであります。

しかし、町の生き残りをかけた計画との位置づけだったので、倍化達成のためには積雪のない期間は町で予算を増額し仕事の確保、そのためには冬期間の仕事の確保に青森県ではおいらせ町、秋田県では多くの町村が実施している除雪要請登録者への定期的に見回っての除雪費は自治体で助成する福祉除雪制度は双方にメリットがあるとの思いで、提案したものであります。現在では制度化が厳しくても、将来的な実施を期待しつつ、それまでの支援策として青森市でも実施している除雪費支援制度を検討すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

二つ目に、この度の灯油価格高騰により、平内町福祉灯油助成金として低所得の高齢者世帯・障害者世帯及びひとり親世帯への灯油代1万円の助成には、対象者からは「町は自分たちのことを考えてくれている」との安堵感で大変喜ばれています。是非とも単年度で終らず、継続していただきたいと

思います。見解をお伺いし、壇上での質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「地域コミュニティの活性化について」の一つ目、「町内会役員のアンケートについて」であります。現在、集計中のためアンケートに対する評価や集約を受けての所見などについての答弁は、控えさせていただきます。なお、集計が取りまとめ次第、速やかに、町内会長、行政連絡員及び議員の皆様には、結果を通知したいと考えております。

次に二つ目、「町内会コミュニティ応援事業について」であります。町では平成28年度から持続可能な地域社会を構築するため集落の課題解決や活性化に向けて町内会が自主的、自立的に行うソフト事業の取組について補助金を交付しております。

また、令和3年度からは自主的な地域づくりへのさらなる強化を図るべくハード事業を追加したところであります。

補助金の交付額につきましては、ハード事業の上限額が40万円、ソフト事業が30万円となっており、これまでに延べ11町内会が交付を受け、それぞれ事業を展開しており、申請いただいた事業の進捗に伴い、町内会からの相談等があれば適宜にアドバイスも行っているところでございます。

今後も、集落活性化のための支援事業については継続してまいりますので、より多くの町内会に活用していただければと考えております。

次に三つ目、「集落支援員活動事業制度について」であります。「集落支援員」は地域力の創造・地方の再生を目的として、総務省で実施している事業メニューの一つであり、人口減少に伴う生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの集落の抱える課題に対し、地域の実情に詳しい人材を活用することによって解決する制度であります。

町では、現在までに、地域の再生・人口減少対策としまして、新築住宅建設補助金、家賃補助金などの移住定住促進対策、また、交通弱者に対応するため、令和4年度には町民バス・高齢者等無償化事業を実施するほか、空き家バンクなどの空き家対策、保育料については副食費を含む完全無償化事業、高校生までの医療費無償化、乳幼児・子供医療給付事業などを実施してまいりました。

既に、国の「集落支援員制度」は、平成20年度に制度開始以来、令和2年度では3府県358市町村が制度を導入し、専任の集落支援員数は1,746人、兼任の集落支援員数が3,078人の実績となっております。また、青森県内ではむつ市と中泊町で制度導入をしておりますが、人口減少が進む県内市町村において制度導入が進まない要因としましては、「集落支援員制度」に対する財政支援として、国からは、特別地方交付税の算入はあるものの、交付金と違い財源措置が不透明となっていることから、財政基盤が弱い県内市町村にとっては、制度導入に対し躊躇しているものと考えられます。

町内会、地域との課題解決としては、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により中止といたしましたが、年1回「町と行政連絡員との連絡会議」を実施し、各町内会及び地域の課題に取り組んでまいりました。この連絡会議だけで全て町内会、地域の課題が解決されるわけではございませんが、積極的な町内会においては、町内会コミュニティ交付金を活用した大規模な防災訓練や、地域の安心安全を守るべく消防団活動、身近な福祉相談を行う民生委員活動など、現在も町内会、地域を支えていただいております。このことから、現状では、国の「集落支援員制度」を活用しなくても、町内会及び地域の課題に、行政と共に取り組んでいけるものと判断しております。

なお、町の人口減少が進み、町内会、消防団、民生委員活動などがままならない状況が進み、地域の担い手がなくなる限界集落も予想されることから、全国の事例なども含め、あらゆる方策について今後、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「住みよい平内町のために」についてであります。今シーズンは、例年にない大雪と、灯油・ガソリン等の燃料価格高騰が重なり、特別豪雪地帯に指定されている当町においても毎日の雪かきや灯油の購入に係る費用が嵩み、町民にとっては、体力的にも経済的にも大変厳しい状況が続いております。

さて、一つ目のご質問「除雪費援助について」でございますが、町で実施している除雪支援としては、高齢者・障害者世帯を対象とした除雪ボランティアを実施しているほか、シルバー人材センターにおいても、比較的安価な金額で冬期間の除雪作業を行っているところであります。しかし、屋根雪に関しましては、雪下ろしの作業に危険を伴うため、除雪ボランティア・シルバー人材センターのいずれも実施しておりません。今年のような大雪の年には「屋根の雪が心配だ」という声が多く聞かれますが、高齢者の方が屋根の雪下ろしをするのは大変危険でございます。

このような状況を踏まえ、町では来年度から、高齢者世帯等を対象に、屋根の雪下ろしを業者等に依頼した際の費用の助成を実施したいと考えております。助成金額と制度設計につきましては、今後、十分検討してまいります。町民が安心して冬期間の生活を送ることができるよう、事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、二つ目「平内町福祉灯油助成金について」であります。町では家計に大きな影響を与えている灯油価格の高騰に対応するため、低所得の高齢者世帯・障害者世帯及びひとり親世帯に対し、灯油購入費として1世帯当たり1万円助成する事業を本年1月下旬より実施しております。対象となる見込みの約800世帯には、個別に返信用封筒を同封の上、申請書等を発送しており、本年2月末現在既に474世帯に対し助成金の支給を完了したところでございます。

そこで、この助成金支給事業を来年度以降も継続していただきたいとお尋ねでございますが、燃料価格については、社会情勢の動向等に伴い毎年変動していることから、その年の灯油価格や町の財政状況等を考慮する必要がありますので、その都度適切に対応してまいりたいと思っております。このたびのロシアのウクライナ侵攻という事態もございしますが、いろいろな面で、灯油のあれについては、検討してまいりたいと思います。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） はい、そいじゃ、アンケートの集約が終わり次第にですね、確かその結果を報告すると、それはそれでよろしいと思いますけども、このことについてですねやはり、町としても、やっぱり自治は、「自治の原点は町内会」という諺もありますし、やっぱり町内会連合会の役員の方とか、または、町内会連合会の役員の方と、やっぱりそういうことについて、もっともっと膝を合せて、深く話し合い、そういう会合を持つべきだと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 今お話がございました町内会連合会との、協議等についてはその都度実施しておりますので、よろしく願いいたします。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） その都度っていうのは、毎年一月下旬に行われる全行政連絡員それは、赤十字のも兼ねておりますけども、その際の集まり以外のこと指していますか。（「はい、議長」の声あり）

り)

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） いま、その会に合わせた場合もごございますし、それ以外の協議ということもごございます。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 集落支援員制度のことでありますけども、まあいくら、財政措置とは、あるとはいえども特別交付税ということで、はっきりとした財政処置がないと不透明であると特に、財源規模が弱いところは低いところはそういう支援制度は設けていないんだよというような答弁でありました。

ただこれですね、この間支援制度はですね、平成21年度の際は全国で113市町村、専任の支援員数が449人、兼任の支援員が3,500円からスタートいたしまして、それが令和2年度これが113市町村から358市町村に3倍化となっております。

それと、財政規模が低いところは無理だというようなことなんですが、この全国の中で長野県がですねこれ、実施している、これ専任の支援員ですけども、実施しているのが5市7町14村、合わせて26市町村です。次に多いのが高知県、ここもですね7市13町4村の24市町村。この中には、平内町よりも財政規模が低いところもあるわけです。それでも、なぜ支援制度を設けて実施しているかということを考えていただきたいです。

確かに、青森県ではむつ市と中泊町という1市1町しかありませんが、そこもですねやはり、なぜじゃあ支援員、集落支援員制度をしなければならなかったというのは、急速な少子高齢化によって強い危機感があると。各集落の実情に通じた町内会長らの協力を得てきめ細やかなまちづくりを進めたいと考えて、並行して自主防災組織の結成で集落の活性化をも促し、中長期的には小さいながらも多目的な機能を有した自治の提言を図る。これが、中泊町が制度化への背景でありまして、この中泊町というのは当初5年前に2人の専門の支援員、その動きがやっぱり必要だと、その結果がもっと各町内会にも必要だということで、去年13町内会に町内会長がこう兼任としての専門員としてこう発足したと。人口がすごく少なくなっても、その自治体としての機能を働かせていくと、というふうにこうという取組を中泊が行っていると。

私は、もっともっとうこういう集落支援員もっともっとう増えてもおかしくはないなというふうには思っているわけなんですけど、その中泊のという、まあ県内では一番、進んでいるってば進んでおりますけどもこのことについて町長はどのように感じておりますか、中泊は平内町と財政規模、そういうわけでないですよ。中泊もそういう中で、その動きについてちょっと見解をお伺いしたいです。

議 長（船橋健人君） 総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

中泊町につきましてはですね、飛び地となって合併になった経緯もあってですね、また、県の支援もですね、強力に働いているということで、この集落支援制度を進めたという経緯もあったということをお聞かせております。

町としてはですね、今回町内会の役員の皆さんにですね、アンケートを実施いたしましたので、アンケートの結果を踏まえたですね、やっぱり町からの支援が必要だという形の意見がですね、多数占めた中であればですね、例えば町としてもですね、どういう形で町内会のほうに支援できるかということをお聞かせですね、町内会の皆さんとですね、お話しした中でですね、この例えば集落支援制度が活用できるようであればですね、それについては精力的にやっぱり考えていきたいと考えております。以上で

す。「はい」の声あり)

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） その方向で進めていただきたい。終わり。

議長（船橋健人君） 以上で、10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、トイレ休憩をしたいと思います。5分間、11時会議を再開します。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時00分 再開)

議長（船橋健人君） 全員揃いましたので、休憩を取り消し、会議を再開します。

それでは、6番太田満則君の一般質問の登壇を許します。「はい、議長」の声あり) はい、太田満則君。

6番（太田満則君） 6番太田満則です。通告に基づき質問いたします。

質問の前に、一昨年から毎日のようにコロナウイルス感染症、そして年末からは、つい最近まで降雪、積雪のニュースが続きました。3月に入って、やっと暖気の言葉が聞かれるようになりました。心が少し穏やかになってきております。

1月からコロナウイルス感染症は拡大、第6波による蔓延防止等重点措置が県内の弘前市を含む35都道府県に発令されました。コロナウイルス感染症患者数は、増減を繰り返しております。ウイルス株は変異を繰り返し、最近ではデルタ株からオミクロン株、そしてオミクロン株の亜種でさらに感染力の強いステルスオミクロンBA.2と呼ばれる変異種が出現しており、これからはこれが主になると言われております。

コロナウイルス感染症が落ちつけば、飲み薬が開発されれば、岸田総理が目指す賃金3パーセント増により個人消費を促す「新しい資本主義」を目指すとしたコロナ後を思い浮かべておりましたが、ロシアによるウクライナ侵略により淡い夢・願いが一瞬にして吹き飛びました。企業は先の見通しがつかない中、円安により輸入品である石油をはじめ原材料、輸送経費が嵩み、一番の固定経費である賃金3パーセント増の決断を、経営者はつかないと思います。20年にわたり賃金が上がらなかった我が国は、コロナが落ち着けば景気は回復する、そんな幻想が打ち砕かれたと思います。昔の東西対立が再燃することなく、1日も早く平和的に物事が解決することを願っております。

それでは、1点目の「除排雪について」質問をいたします。

今年度は、例年になく雪が降り続けました。このため、除排雪に対しても例年になく苦情が多かったと思います。青森県内、昨年12月28日新聞の見出しに「記録的青森、積雪103センチ」、その脇に「平内国道9キロ通行止め・県内に大寒波襲来」との記事がありました。内容は、数年に一度の寒波に襲われ、国道4号で大型車両が動けなくなったことにより約9キロ、狩場沢、浜子間が全面交通止めになりました。

こんなこともあり、私のところにも例年になく多くの苦情がありました。多分、皆さんの周りでも同様だと思います。

この間、昼夜の区別なく除排雪作業に携わった事業者の方々に、感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでした。携わっている方々の生の声を聞く機会もありました。「作業に携わり賃金がもらえるのはうれしいが、連日昼夜の出動で体がついていかない」「疲れた」と本音を聞かせても、もらいました。

新聞にも町のホームページにも、町の豪雪対策本部が設置されたとの記事を見ました。もちろん他町村での設置も相次ぎました。災害級の豪雪に、役場の職員、行政連絡員にも例年に増して多くの苦

情があったと思います。地域は高齢化が進み、高齢者のみの夫婦世帯、加えて単身世帯も年ごとに増えております。自分の敷地内の除雪は、もちろん自分個人で何とかしなければならないと思うが、それさえ難しくなっていると思います。まして公道、公の道路の排雪、除排雪は誰が片付けするかということでございます。

町の中には、国道・県道・町道、その他の生活道路があります。それぞれに責任があります。国道は国が、県道は県が、そして町道はもちろん町が維持管理しなければなりません。その中には、除雪が当然含まれます。先ほど言ったとおり今年は例年になく雪が多く、その意味では想定外だったと思いますが、住み続ける上で温暖化による夏の暑さもそうですが冬の寒さ、除排雪が一番の障害、難儀だという声を多く聞きます。

長期間不在になっている家、もしくは家主が亡くなったことにより空き家が増えている現状もあります。そんな家から落雪し、道路の一部を塞ぎ、車の通行に支障を生じた場所も見られました。しばらくその雪を避けて通る、そんな箇所もありました。そのほかに歩道、特に通学路が雪で塞がれて、やむなく道路を歩く生徒児童の姿も多く見られました。「危険だ」「危ない」との声も多く聞きました。危機感がないのではないかと、そういう声も聞きます。このような歩道の除雪対策はどうなっているのか。

雪の話をするれば、「春が来れば、暖かくなってくれば融ける雪だから」と一笑に付す人もいますが、仕事や通勤用の車が出せず、本当に怒っている人もいたのも事実でございます。電話で、あるいは直接尋ねてきて、「除雪もしないのであれば、税金を払わない」と強く言われたこともありました。

前に、「清水川地区の道路幅が狭く、除雪機械での作業が難しい場所がある」と、このように言いました。どのような改善策を講じたのか伺います。併せて苦情があったのが、雑な除排雪作業であります。除雪の幅が「少ない・ない」「雑な除雪作業で道路が凸凹」「もう少し丁寧に除雪してほしい」、こういう声も何人からも聞きました。地域の人と言うには、「もう少し地域の道路事情を分かった人に除雪させるべきだ」こういう声であります。多分、役場にもこういう苦情が多く来ていたのかなと思うんです。それを解消するには、この除雪のシーズン前に、除排雪作業に携わる人々が役場の担当、もちろん地域の人からも直接道路事情を聞くべきだところ提言いたします。

その他、町内には融雪溝が整備された箇所も何か所かあります。その一つに平中交差点から本町役場前を通る融雪溝があります。そこの地域の人達からも、きつい苦情を言われました。この場所は県道。県で整備した場所であると思います。地域の人から苦情の場所を見せてもらいました。水の流れがなく、これでは全く融雪の用をなさない。雪が融けない、流れない。やっぱり一刻も早く改善・改修すべき、このように大きな声で設置者である県のほうに強く言うべきであります。

このように、いろんな苦情が多かったと思います。そういう意味で、除排雪依頼の件数はどのくらいだったのかを伺います。それに対する対策も、併せて知らせていただきたいと思ういます。

次に、2点目は「コロナウイルス感染症意識付けのための町村名、数を公表すべき」ということでもあります。これについては、前にもこの場から質問したところでございます。冒頭にも言ったが、コロナウイルス感染症収束の目途がつかない、これが現状だと思います。3月6日に期限を迎えた31都道府県に適用の蔓延防止等重点措置が、3日13県は解除になりましたが、弘前市を含む18都道府県が18日までの再延長に決まりました。町ではあまりにもこのコロナに対する、「私たちに対する意識付けが鈍感ではないのか」とそういう町民の声も多く聞きます。

前に、他県では市町村ごとに感染者数を発表しているところも多いとこの場で話をしました。その際に、県内では保健所別を望む自治体が多く、そのように決まった旨の話を町長からも聞きました。

最近コロナウイルス感染症の状況が高止まり、一向に収束の気配を見せず、毎日その数に一喜一憂する日々が続いております。今年の1月30日付の東奥日報の新聞紙上では、「県の感染数公表、市町村アンケート」の見出しの下、「現行の保健所別が27、自治体別望む11、その他が2」の記事がありました。これは、新聞社の求めに回答した数だと思います。記事にもありましたが、「この公表方法をめぐって昨年夏に県が意見を聴取した際に、過半数が保健所単位を希望したため現在の方法になった」と、町長もこの場で話をしました。多分、それと同様のものだと思います。

最近、感染状況が高止まり、一向に収束の気配を見せず、地域でもその数に一喜一憂する状況が続いております。新聞によれば、東北管内で原則市町村別に公表しているのは、宮城県・福島県・山形県・岩手県でございます。逆にしていないのは、秋田県と青森県の2県のみであります。当初は、感染者に対し誹謗中傷があるとの意見が多かったように思いますが、住民に一層の注意喚起を図るため、詳しい情報提供によりデマや誤情報による誹謗中傷を防ぐために公表を望むと答えたところもありました。私も同感でございます。

加えて、月間の市町村別累計感染者数の公表についても、現行の「1人から10人」「11人から50人」「51人から100人」等の6段階の区分では、「1人から10人では内数は10人」「11人から50人では40人」、そして「51人から100人では50人」と、その数にあまりにも差があります。漠然としております。仮に11人の感染者数だったとすれば、感染者数の公表では「11人から50人」の範囲の公表になります。実数と余りにもかけ離れております。改善を図るべきです。

「原則非公表であるが、市町村から要望のあった場合は、感染拡大防止のため必要があると県が判断した場合は、市町村と協議の上、県が公表する」としております。「公表を検討中」に平内町が入ってございました。早く協議、実数を公表するべきであると考えます。町民は身近で感染が発生しているのか確認でき、公表は不安解消や感染対策の徹底、今はもう誹謗中傷はまれであると。病気に対する理解が進んでいるので、感染対策を進めることができる。このように記されておりました。私も、本当にそのように思います。

町民の不信を取り除くためにも、県と早く協議を進めるべきと提言いたしまして、私の壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「除排雪について」であります。初めに、今年度は、昨年度以上の降雪となり、特に年末から2月下旬まで連日のように雪が降り続き、一部地域では除排雪に支障を来すなど、町民の皆様には大変なご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

それでは一つ目、「除排雪作業の現状と課題について」の「道路除雪分について」お答えいたします。

まず、現状であります。町所有の除雪機械10台、業者からの借上げ機械45台の計55台で、町道や生活道路など約117.6キロメートルの道路の除雪を行っております。町では町内7地区に設置している除雪センサーによる除雪を基本としておりますが、運用についての大きな問題はないものと考えております。また、強風による吹き溜まり箇所や圧雪の除去、排雪等については、職員や除雪業者によるパトロール、町民からの情報提供により対応しているところでございます。課題につきましては、今後は除雪機械の確保や高齢化による運転手の減少などにより、現状の除雪体制を維持することが難しくなることが予想されております。また、一時的に堆積しておくための空き地の確保も

難しくなっており、これにより除雪に時間がかかっている状況でありますので、改善に向けて対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目、「除排雪依頼の件数及び対応について」であります。2月25日現在の苦情及び要望等の件数については479件となっており、去年の同時期と比べて64件の増となっております。内容としては、「今すぐに除雪に来てほしい」「道路幅を広げてほしい」「圧雪を除去してほしい」「吹き溜まりを解消してほしい」など、多岐にわたっております。町としては、その都度、現場の状況の確認を行い、対応が必要な箇所については、できるだけ迅速に対処するよう心がけておりますが、どうしても対応に時間がかかることもあることから、その場合には丁寧に説明を行い、ご理解をしていただけるよう努めております。

いずれにいたしましても、ここ数年は短時間のうちに一気に降雪量が増えるような降り方や、一部の地域に降雪が集中するなど雪の降り方が変わってきているため、様々な場面を想定し迅速に対応できるように準備していきたいと考えております。

次に、「今年度の降雪量による空き家の苦情及び要望等の件数について」であります。2月25日現在で12月1件、1月9件、2月6件、合計16件となっており、その内容といたしましては、空き家の屋根からの落雪による道路交通等への支障や、隣接する住家等へ落雪被害の恐れ、積雪による倒壊の恐れなど、空き家からの落雪や除雪に対する問合せとなっております。

空き家の管理は、所有者または管理者が自らの責任において適切に行うことが大前提となっております。「空き家等対策の推進に関する特別措置法」第3条「空き家等の所有者等の責務」により明記されております。

空き家は、個人の財産であり、万が一、所有する空き家が原因で近隣住民の方など第三者に被害を与えた場合は、相続人を含むその所有者や占有者等が責任を負うことが法により定められており、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

今後とも、町では、空き家の除雪等に対する問合せについては、直ちに現場に赴き、現場状況の写真撮影などを行い、従来どおり、空き家の所有者等に通知し、適正な管理または解体・撤去等の対策を行っていただけるよう要請、依頼してまいります。

次に、「高齢者・障害者世帯への支援について」であります。本年度も除雪ボランティアを実施しております。実施状況については、2月25日時点で問合せ件数が19件。そのうちボランティアの出勤は7件、除雪ボランティアの対象外となった方についてはシルバー人材センターを紹介して対応を行うなど、関係機関とも連携して、除雪環境を整理しております。

次に2点目、「コロナウイルス感染症意識付けのための町村名及び数の公表について」であります。令和3年6月感染症患者の居住地に関する公表方法等について、県から各市町村に照会が行われた際、当町では町民の感染対策に対する注意喚起を図られることなどから「市町村単位で公表」することを希望しましたが、県が集計した結果、保健所単位での公表を希望する市町村が多かったことから、従前どおりの取扱いとなった経緯がございます。

現行どおり保健所単位での発表を望む市町村の多くは、市町村単位で公表を行うことにより感染症患者の特定や誹謗中傷につながるリスクが高くなることを懸念しており、事実として「個人的な憶測に基づく情報の拡散」「感染症患者や家族、利用施設や周辺地域への誹謗中傷」「医療従事者や家族、若年層をウイルス菌保有者と断定した差別」などの事例が全国的に発生しております。

そういった状況に鑑みて、感染症患者の居住地に関する公表方法について、考えを改める必要があると判断し、本年1月に県内報道機関から県内各市町村に対して行われた「県の感染者数公表・市町

村アンケート」では、当町は「現行どおり保健所単位の発表」を希望する旨の回答を行いました。

照会内容に関する集計結果は、本年1月30日の県内報道機関紙に掲載されており、当町含め27市町村が現行どおり保健所単位の発表を望み、11市町村は自治体別、2市町村は市・郡単位を希望する結果となりました。

また、2月4日に行われた青森県知事記者会見では、市町村アンケート結果に関する記者からの質問に対し、三村知事が「公表についての反対の機運がある中、独断的に進めることは厳しい」とコメントしていることも踏まえ、感染症患者数の市町村ごとの公表については、県内の市町村合意のもと慎重に進めることが望ましいと考えております。

新型コロナウイルスは、誰にも罹患する恐れのある感染症であることから、町民の皆様には町内感染症患者が発生しているから注意するのではなく、いつどこで感染してもおかしくないという認識のもと、感染対策に取り組んでいただきたいと考えております。

また、個人的な憶測に基づく情報の拡散、不当な差別や偏見、誹謗中傷を行わない等、人権に配慮した報道についても、併せてお願いしたいと考えております。以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6番（太田満則君） どうも今、縷々聞きました。

私も、昨年も話をしたんですが、道路幅が狭くて除雪機械の作業が難しい場所ということで、去年清水川の線路沿いのことを言いました。どのように改善されたんでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 太田議員の質問に答えいたします。

昨年的一般質問において、質問いただきました清水川の小林地区の除雪につきましては、前回お答えしたとおり、機械が入っていけないため、除雪は行っておりません。そのような場所は町内の至るところにございまして、そのような場所では地域、もしくは個人で対応を行っている状況でございます。

地域整備課で行っている除雪は、あくまでも交通確保のための道路除雪であり、そのような機械が入っていけない場所では、実質除雪を行っておりません。対応をどうするのかということでございますけれども、なかなか難しい問題だと思っております。地域のほうで、「ハンドガイドの除雪機械などの貸出しをしてもらえれば、実施いたしますよ」ということであれば検討をするに値はすると思っておりますけれども、現状、地域整備課のほうにおいて、あの狭い道路を除雪することは考えておりません。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6番（太田満則君） 私、昨年の会議録見てきました。前に質問したときは、今、課長が話したみたいに「除雪機での作業が難しい地域については、地域の協力を得なければならない」と。そして、除雪ボランティア・社会福祉協議会・町内会と意見交換する」と、このように答えております。

私も地域に行って聞きました。「去年そういう話をしたんで、そういう意見交換の場があったか」と聞いたところ、「そういう話は聞かない」と、このように言いました。ですので、その場限りの話で終わることなく、やはり話したことには責任を持ってほしいということです。

それから、ここの場所今年何回か見て来たんでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 太田議員の質問にお答えいたします。

昨年、地域の方とという話で、昨年私も地域の方とは、お話はさせていただきました。それに対して具体的にじゃあ、町内会等と協議をすることは行っておりません。町内会のほうからの要望もございませんでしたので、改めて協議をすることはしておりませんでした。今、再度質問がございましたので、また町内会長のほうと連絡を取って、今後どうするのか、どのような対応ができるのか確認を確実に取っていきたいと考えております。

あと現地の確認でございますけども、今年私1回だけ通りすぎりに確認をただけでございます。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6 番（太田満則君） 私も、今年は例年になく、何回もその場所を通りました。今話したみたいに、道路はつながっていないと。要するに、空き家は何軒もある。空き家があれば、当然そこがふさがっているということで、その人達どういう家に入っている人がどういう通り方をしているのかなと見たら、前の家の軒下を通過して広い道路に出ていると、これが現状でございます。軒下ですよ。ですのでたまたま災害、火事とかってそういうのがないからいいものの、あれがもしそういうものがあつたすれば、一番先に行って道路確保しねば駄目なんでねがなと、こう思ってきました。

本当にその地域だけでなく、空き家対策は本当に大切だと。先ほど「持ち主が云々」という話をしました。ですので、町としても、税金を賦課するだけでなく、やっぱり積極的にその空き家の持ち主、相続しているのであれば相続している人、あるいは管理を任されている人であれば管理を任されている人と積極的に話をし、その地域の除排雪、何とかすべきだと思う。先ほど話したみたいに、地域の行政連絡員等と話をし、やっぱりそういうことが大事なんでないかなと、私はそう思います。

他の自治体では、雪シーズンに備えて地域の人達と前もって話合う、そういう場を設けているところもあります。やっぱり見習うべきだと、このように思いますので、何とか今年の雪、この次のシーズンに備えてそういう場が必要でないかなとこう思います。どうでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 質問にお答えいたします。

議員からいただいた質問を参考にし、今後協議、改善できるところは改善しやっていきたいと考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、太田満則君。

6 番（太田満則君） 実は今年、特別雪が多くて、雪盛り上げる場所、雪捨て場に困ったという箇所も何か所かあると思います。現実に私のほうの地域でも、事業者が雪を盛り上げた、盛り上げたところ、地主が「そこは駄目だ」と、このような話をした箇所があつたと聞きます。

やはり、まあ「今年は特別」って喋ればそれまでですけども、事前に排雪場所、盛り上げる場所、こういうのは地域の人あるいは地主に直接話をすべきだと、このように思います。是非これは実施してほしいとこう思います。

いずれにしても、この雪つつうのは今年は特別だって言えば特別なんです、去年も話したみたいに、例えばその吹き溜まりするところつつうのは、地域の人が一番覚えてるわけですよ。ですので、そういうところは地域の人をお願いします。今は個人でも、ブル持ってる人達っていうのは結構います。ですので、そういうごども必要でないかなと。

いずれにしても、こういう話合いつつうのは雪の降る前でなければ意味をなさない、こう思いますので、是非シーズン前に地域とよく話をしてほしいとこう思います。

それから、地域の人が役場に苦情を入れた。「後で行くので」と、そういう決まりきった言葉だったんだがも分からないけれども、返事をされた。いつまでたっても来ない。もう暗くなる。電話したら、「あんたところの場所、どこだっけ」と改めて言われた。「いや、今朝電話したでしょう」「いや、あんたところの場所が分からない」と、こういう話をされた。その人はすごく憤慨してました。「マニュアルはどうなっているの。例えば地域で電話かけたら、誰々から来たとかそういう受付簿みたいなそういうのがないの」と、そういうきつい言われ方をしました。これは、やっぱり改善すべきだと、こう思いますけどどうでしょうか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）質問にお答えいたします。

地域整備課としては、苦情や要望については真摯に対応しているつもりでございますが、議員ご指摘のとおり「対応が悪い」との声をいただくこともございます。現場を確認する、町の職員がいけないときには業者をお願いして現場を確認してもらう。それを確認し、除雪が必要であれば迅速に対応するというような方法を取っておりますけども、特に雪が多い日につきましては、もう朝からひっきりなしに電話が鳴っている状況でございますので、なかなか緊急に対応できないところもございます。そこら辺につきましては、ちょっと内部の見直しを含めて今後検討してまいりたいと思います。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）是非そういう具合な対応を取っていただきたいなど。特に、日中役場が開いている時間に電話かけた際には、多分役場の職員が対応するんでしょう。ただ時間外となれば、それはまた話が別だと思います。ですので、その休日の日・土日、そういう場合も雪っていうのはひっきりなしに降ります。ですので、そういう対応もちゃんと決めておくべきだとかこういう具合にお話しいたします。

それから、国道平中交差点から本町通りに融雪溝があります。そこの人達からも、本当に、いっぱい苦情を言われました。要するに、「融雪溝だと言いながらも水が流れてこない」「どうなってるの」地域の人にしてみれば、当然そういう具合にして自分の家の前の雪、そこに投げれるもんだと、そう思って今までもきたわけです。が、しかし、現状はそうでないということで、特に今年雪が多かったということで苦情が来ました。この苦情に対する対応を、話していただきたい。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）太田議員の質問にお答えいたします。

融雪溝につきましては、県のほうで整備、管理を行っております。町は、小規模な改修等につきましては町でやるということになっておりまして、融雪溝につきましては地区で、小湊地区融雪溝組合をつくっております、そちらのほうで運営を行っているところでございます。

議員ご指摘の平中地区のほうについて、水が上がってこないということにつきましては、私どもも確認は行っております。それにつきましては、県のほうへ再三「こういう状況で、町民が大変である」ということで、ポンプの増強等の改善を申入れているところでございますけども、いま現在のところまだそこまで至っていないということでございます。

今後も、県のほうには厳しく働きかけて、早急に対応していただけるように進めていきたいと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6 番（太田満則君）是非、その方向で進めていただきたいこう思います。

あと最後になりますが、コロナウイルスの市町村別の感染者数の公表でございます。

本当に、先ほど話したみたいにも数に漠然としていると、こういうことでございます。新聞にも3月の5日の新聞でございますけども、2月24日から3月2日までの1週間分の累計が記載されてございました。我が町は「11人から50人」、蓬田村は「1人から10人」、外ヶ浜町も「1人から10人」このようでございます。

この間、東地方保健所管内では発生者数は、私のカウントに間違いがなければ31人ございました。31人のうち、平内は11人以上いるということなんでしょう。が、やはり今のコロナについてはいっどこで罹患しても誰も何も喋る、そういうもう、時期は過ぎたんでないかなと私自身は思いますが、ただ地域で発生したということであれば地域の人には本当に身構えると、そう思います。意識すると思うんです。ですので、是非町としてもこういうのを話す機会があったら改善していただきたい、このように思います。

本当に東津軽郡の患者数つつうのは、見れば1月で14件、2月で130件と、3月は1日から26件と6日までです。このように本当に激増していると、いう状況にありますので、地域の人達にも意識を高めるためにも、是非この感染者の公表、地区別の公表、何とか考えてほしいこう思います。以上です。

議長（船橋健人君）以上で、6番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君）4番、亀田弘徳です。通告に基づきまして質問いたします。

私の質問は、大きく二つに分かれております。一つは、「特別豪雪地帯である平内町の実施について」です。もう一つは、「困窮相談の体制と対応について」であります。

特別豪雪地帯である平内町の実施について、「豪雪地帯対策特別措置法」の改正案が今国会で提出され、同時に本年3月末で期限切れを迎える特例措置も10年延長される予定であります。

我が平内町は、豪雪地帯対策特別措置法で定める特別豪雪地帯に指定されております。本特措法の改正及び特例措置の延長を視野に入れ、ご質問いたします。

豪雪地帯対策特別措置法の改正案の提出に先立ちまして、国土交通省は豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を創設いたしました。これは、市町村や町内会単位で除雪計画「地域安全克雪方針」を策定する際、費用を全額補助するものであります。

また、方針の策定に並行して行われる体制の整備等の取組に対しても、支援されるものであります。

そこで質問いたします。豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用して、除排雪の体制整備に取り組むべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

それから、この体制整備等の取組への支援には除排雪のための装備・資機材の購入、安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成、克雪住宅化や安全のためのアンカーの設置に関する普及活動、除排雪に関する自動化・省力化等に資する技術の導入等が含まれているということですが、町の体制整備へ向けた取組をどのように進めていくつもりか、お伺いいたします。

国の豪雪地帯対策基本計画には、防雪施設の整備が挙げられております。我が町の町道でも、風雪により雪が吹き溜まり、交通が支障する箇所が幾つかありますが、この豪雪地帯対策特別措置法により整備を図れるようにすべきと考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

また、バスによる交通の確保についてもこの基本計画に挙げられております。前の定例会で同僚の議員から「マックスバリュ平内店にバス停を設置することについて」一般質問が行われましたが、こ

の特措法を利用して助成を受けてバス停を整備新設することが可能と考えられますが、町の考えをお聞かせください。

また、特措法には情報通信ネットワークの高度化も挙げられております。光ファイバー等の超高速ブロードバンドや、携帯電話等の移動体通信のための基盤整備が挙げられております。光ファイバー等の敷設は、通信事業者が事業主体になるとは思いますが、事業の促進を町で手助けできる部分はあると考えております。これについて、町の考えをお伺いいたします。

二つ目の大きな質問として、困窮相談の体制と対応について御質問いたします。

生活保護に至る前のセーフティーネットとして、生活に困っている人の相談を受ける自治体の自立相談支援機関への困窮相談件数について、2021年上半期で30万件を超え、コロナ前の2倍になっていると厚生労働省が集計し、公表いたしました。我が町の体制等の対応についてご質問いたします。

1番、我が町での困窮相談件数は、コロナ前の19年度と比べてどのようになっているか、お伺いいたします。

二つ目は、生活困窮者自立支援金の支給状況についてお伺いします。また、支給後の困窮状況から改善がなされたか、その経過の状況、継続的な状況の把握をどのように行っているか、どう把握できているかについてお伺いいたします。

三つ目は、新型コロナウイルス禍で失業するなどして困窮した人に最大60万円を2回貸付ける総合支援資金について、国は2回目は貸付けとせず、返済の必要のない給付金とするということにしたということですが、この支給状況についてお伺いいたします。同じく支給後の困窮状況からの改善がなされたか。その経過状況、継続的な状況の把握についてお伺いいたします。また、この給付金となったことの周知の体制についてお伺いいたします。

四つ目は、困窮者の把握漏れを防ぐため、町が取り組んでいることについてお伺いします。困窮者へ支援の手を差し伸べるために、アウトリーチという手法で取組を行っていると考えておりますが、現在町がこの取組で対象者に町の支援が届いたという件数はどのくらいあるのかお聞かせください。

五つ目は、困窮者への支援は支援があることを継続的に繰り返し周知し、相談を受けられるようにすることが大切だと考えております。これについて、周知の体制について、町の今後の周知へ向けた取組についてお伺いいたします。私の壇上からの質問は、以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「特別豪雪地帯である平内町の取組について」であります。国土交通省では、豪雪地帯において、除排雪の死傷事故が多発していることを踏まえ、民地の除排雪作業時の死亡事故を防止するために「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」を創設いたしました。

この交付金は、除排雪等を地域ぐるみで行う将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援するものであります。

亀田議員がおっしゃるとおり、当町は豪雪地帯対策特別措置法に基づく「特別豪雪地帯」に指定されていることから、当該交付金の対象地域に該当するものと考えております。

さて、一つ目のご質問「交付金を活用した除排雪の体制整備への考えについて」であります。当町では、平内町社会福祉協議会と協力し、高齢者世帯等への除雪ボランティアを実施しております。現状として、除雪ボランティアの人数には限りがあることからボランティアの派遣には一定の要件を設け、除雪作業の内容についても危険を伴う屋根の雪下ろしは実施せず、生活道路の確保や落雪によ

る遮光箇所の除雪に限定するなど、必要最低限の除雪を実施している状況であります。

また、令和2年3月に改定を行った「平内町人口ビジョン」では、令和7年以降に65歳以上の高齢者人口割合が15歳以上65歳未満の生産年齢人口割合を上回る予測がされており、町の総人口においても減少に歯止めがきかない状況であることから、将来的に除排雪の担い手不足が深刻化する恐れは高く、除排雪の担い手の確保や除排雪作業が困難な高齢者世帯等を支援するための体制整備を進めていく必要があると考えております。

次に二つ目、「町の体制整備に向けた取組について」であります。当該交付金を活用することにより、町内会等の地域コミュニティや共助組織等による除排雪体制の構築及び除排雪に必要な装備・資機材の購入支援、高齢者世帯等における除排雪への支援、除排雪の担い手に対する安全講習会や人材育成、安全な除排雪作業の啓発等の取組を実施できるものと考えております。

しかし、当該交付金を活用した事業の要件として「地域における死傷事故の減少に寄与するものであること」「地域住民の十分な協力を得られるものであること」と定められていることから、事業実施後は町内会等の地域コミュニティや共助組織等が主体となって地域の除排雪支援を行うことを想定しているものと考えられます。まずは、町内会等で地域の実情等を把握し、地域の除排雪支援の必要性について十分に検討を行っていただきたいと考えております。

次に、三つ目の「吹き溜まり箇所の整備について」であります。吹き溜まりを解消する施設としては防雪柵等を設置することが考えられますが、新たに創出された豪雪地帯安全確保緊急対策交付金はソフト事業であり、防雪柵等の設置などハード事業は対象外となっております。ハード事業については、「社会資本整備総合交付金」の中の「防災・安全交付金」により整備は可能であります。整備には多額の費用のかかることから費用対効果等を勘案し、現在は機械除雪により対応しているところであります。町としては、事業費用を抑えるために試験的に簡易型の防雪柵の設置を一部で行っております。その効果等を確認しながら、今後の整備計画を検討していきたいと考えております。

次に、四つ目「特措法を利用して助成を受けてバス停を整備新設できないか」についてであります。この豪雪地帯対策基本計画には、確かに交通及び通信の確保に関する事項が掲げられておりますが、あくまでも積雪時における交通及び通信の確保であり、平内町地域公共交通計画に掲げるマックスバリュへの乗り入れ・バス停設置は積雪時に限らない通年での利便性向上に向けた取組ですので、この特措法を活用して整備をすることについてはなじまないものではないかと考えております。しかしながら、前定例会で答弁いたしましたとおりマックスバリュ平内店のバス停については、今後検討することとしておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、五つ目「特措法を利用して光ファイバー等の新設に係る事業の促進の手助け」であります。議員ご承知のとおり当町の光ファイバーの施設については、これまで未整備だった夏泊半島エリアについても工事が終了し、本年2月から各家庭において加入手続が行われております。これによりまして、平内町の全域で高速ブロードバンドが普及されたこととなります。この敷設事業は、総務省の「高度無線環境整備推進事業」を活用して、民間通信事業者が事業主体となって進めたものであります。当町が条件不利地域、過疎地域ということで国の補助を受け、補助裏に関しましても過疎債やコロナ交付金が充当できることから、町が事業費の一部を負担することとした協定を締結し事業を展開したものでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第2点目の「困窮相談の体制と対応について」であります。平成27年4月生活困窮者自立支援制度がスタートし、県内全域において生活に困窮されてる方からの相談を受け付ける自立相談支援機関が設置されました。なお、当町を含む東郡4町村を対象とした相談窓口につきましては、県

から委託を受けた県社会福祉協議会が開設するところでございます。

さて、一つ目「困窮相談件数について」であります。生活に困窮する方の相談受付は町担当課の相談窓口のほか、町社会福祉協議会や県社会福祉協議会で実施しております。町では受け付けた相談件数につきましては、コロナ禍以前の令和元年度が26件、令和2年度が21件、令和3年度が2月末現在で28件となっており、コロナ禍以前と比べ若干増加傾向となっております。

次に、二つ目のご質問であります。昨年7月より実施されている生活困窮者自立支援金については、当町のように福祉事務所を設置していない町村は、県が直接対象者に通知し申請の受付及び支給事務を行うこととなっております。支給状況につきましては、現時点では公表されていないため、把握しておりません。

次に、三つ目「総合支援資金について」であります。申請を希望する方が町社会福祉協議会に申請し、県社会福祉協議会が決定及び支給を行っております。まず、総合支援資金の2回目の貸付けについては、令和4年2月15日現在3名の方から申請があり、全て決定となっております。

次に、支給後の困窮状況からの改善等の把握であります。総合支援資金の貸付けを借り受ける際は、自立相談支援機関の支援を継続的に受けることが要件となっておりますので、その中で定期的な状況の把握や問題解決に向けた支援が行われております。また、制度の周知につきましては新聞広告や県社会福祉協議会のホームページ等で周知されております。

次に、四つ目の「アウトリーチによる支援について」であります。これまでの2件のケースにおいて、いずれも障害年金申請までの手続に係る病院受診の支援や、社会保険労務士への相談・申請書類等提出の支援を行っております。

次に、五つ目「今後の周知に向けた取組について」であります。町では昨年相談窓口や支援内容についてまとめたチラシの毎戸配布を実施しております。また、町社会福祉協議会のホームページにも事業内容について掲載しております。さらに対象者への周知のほか、役場職員並びに農協・漁協及び商工会の職員を対象とした制度学習会の開催、民生委員を対象とした研修会を行っているところであります。今後も広報やホームページ等を活用し地域住民への制度の周知を図り、各関係機関とも連携しながら生活に困窮している方の確実な支援につながるよう事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） まず、1番目の特別豪雪地帯である平内町の取組についての、一つ目と二つ目を合わせましてお尋ねいたします。

この特措法と、その特措法により、でてきた交付金ですとか、助成事業というのが私も見るとソフト面をちょっと充実させようという形で取組事例とかを書いているんですが、実際にこの国の基本計画これからまた10年延長ということで改定されるんですが、そのときのフォローアップということでいろいろなアンケートを集計したときに、アンケートの結果から伺えることが資機材の充実ですとか人の、人員の体制の充実ということで、人員の体制の充実ということがほしいということで、対象、アンケート対象になった地域から来ております。

ただ、我が平内町も高齢化率が40パーセントを超えておまして、特別豪雪地帯ということで実際に降雪があった時に自分のところの除雪をするので手いっぱいということで、ボランティアとかに地域がリソースを割けないという状況に今現在なっているということ。何か国のまとめている人達っていうのは、あまり深刻にはとらえていないような状況で、ソフトの充実という形で対策を出しているというのが少し不満なところがありまして、どうにかしてこの基本計画の中でハード的な整備のほ

うもお願いできるようになんか事業を考えて、対策というか事業を考えて国のほうに提出してもらえないかと思えます。

この特別豪雪地帯というのは、基本計画の中でも特に配慮を払うべき地域であるというふうに、計画の中で書いているのに、実際に行われている対策がソフト中心で、なんというか、ハード面での配慮が全く払われていないような感じがあるので、その辺りをうまくこう訴えかけて事業を、なんというか交付金ですとかその事業のための助成とかを貰えるような形で事業計画を提出していただきたいと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 亀田議員のご質問にお答えいたします。

町長のほうから説明ございましたけども、緊急対策交付金につきましてはあくまでも民地に対する死傷者の減少を目指すということで、屋根雪、個人でやる方屋根雪の除雪につきましては、それこそ安全対策のための資機材について提供していきますよということでございます。

ハード面につきましては、先ほど町長のほうからも説明がありましたとおり、特措法については何も記載されておりません。通常雪寒事業と言われます除雪機械の購入、あとは除雪費の補助そういうもの、あと防雪柵・融雪溝、こういうものにつきましては社会資本整備総合交付金の中で掲げられておりますので、必要に応じて、地域整備課では、事業を活用して必要なものについては対策を講じていきたいという具合に考えております。以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

そうすれば、社会資本整備計画のほうで、何とか雪寒地帯での対策というのを進めていただければと思います。

それでは次に、困窮相談の体制と対応について少しお聞きします。四つ目なんですけれども、困窮者の把握漏れを防ぐために、四つ目、失礼しました。三つ目なんですけれども、総合支援資金について、2回目の給付を受けたという方が3名おられるということなんですけども、1回目だけ受けて2回目を受けていないという方はおられるのでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

総合支援資金1回目を借りてたって方については、令和3年度につきましては4件、4名の方が申請しております。2回目再貸付けを受けた方っていうのは3名となっておりますので、1名の方2回目については申請していない状況であります。以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） その1名、2回目の申請をしていないという方については、「2回目受けれて、それは、その貸付けにしませんということになりました」ということは、お伝えはされたんでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

総合支援資金につきましては、町社会福祉協議会を通じて県社会福祉協議会に申請することになっておりまして、詳しい個々の相談内容というのは町では把握しておりません。ただ、1回総合支援を貸付けた方については、社会福祉協議会においても2回目の貸付けについてはきちんと説明されているものと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君）是非その1件、2回目の貸付けと申しますか、2回目貸付けとならず返済の必要のない給付金になったということ、ちょっともう一度確実にお伝えしてみて、どういうことになるのかって言うのをちょっと教えていただければと思います。

五つ目なんですけれども、困窮者への支援というのは、五つ目で今後の町の周知の方法というのはかなり詳しく広範囲に、いろんな階層とかいろんな集団の方に話が伝わるように、周知に向けた取組をしているということ、ちょっと分かりました。今後とも、町の広報はもちろんのこと、そうしたほかの研修会やそういったことを通じて周知に向けた取組を続けていってほしいと思います。私の質問は、以上でございます。

議長（船橋健人君）以上で、4番亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

昼食の時間帯となりましたが、引き続き、会議を進めたいと思いますので、皆さんの御協力方お願いいたします。

◇

日程第2、質 疑

議長（船橋健人君）日程第2、「議案第1号」から「議案第10号」まで、及び「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第11号」から「議案第41号」までの以上43件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

◇

日程第3、予算特別委員会の設置

議長（船橋健人君）日程第3、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

「議案第1号」から「議案第10号」までの各案件は、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第10号」までの以上10件については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し審査することに決定しました。

◇

日程第4、議案の付託

議長（船橋健人君）日程第4、議案の付託を行います。

「議案第1号」から「議案第19号」、「議案第26号」、「議案第30号」、「議案第31号」まで及び「報告第2号」、「報告第3号」の各案件は、御手元に配布の議案付託表のとおり予算特別委員会及び各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

日程第5、請願の付託

議長（船橋健人君） 日程第5、請願の付託を行います。

請願文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（佐々木一成） それでは、請願文書表の朗読をいたします。

受理番号、「請願第1号」。

受理年月日、令和4年2月10日。

件名、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書。

請願者の住所、氏名、青森市大野字若宮165-19、青森県労働組合総連合、議長、奥村 榮。

請願の要旨。厳しい日本経済に新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けています。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣・契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。コロナ禍を克服し日本経済の回復をするためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

2021年の地域別最低賃金改定は、最も高い東京都で時給1,041円、青森県では822円と格差は219円もあります。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上のことから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めるよう、国に意見書を提出して下さるよう請願いたします。

紹介議員氏名、田中光弘。

付託委員会、総務福祉常任委員会。

以上で請願文書表の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） 次に、「請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書について」、紹介議員の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書の趣旨説明を行います。

一昨年、昨年の第1回定例会で、同趣旨の請願を全議員の賛同により請願・意見書とも採択していただきました。今回もひとつ宜しく願いいたします。

日本の最低賃金は都道府県ごとに4つのランクに分けられ東京はA、青森県はDランクです。2021年の改定で、全てのランクで28円を引上げの目安が出され、青森県は目安の1円プラスの29円の引上げでした。2019年が790円、2020年3円微増の793円、2021年が29円増の822円です。最低生計計算式調査によれば、若者が自立した生活をする上、必要な生計費が時給1,500円以上必要との結果が出されています。

国の中小企業支援策の拡充で、全国一律最低賃金制にし、地元で働き、地元で結婚し、地元で子供を産み育てることができる制度に転換することが求められます。そのためには、賃金アップ分は中小零細企業に負担を求めるのではなく、国の責任において財政措置を求めるものであります。現に、国際的に全国一律最低賃金を導入している国では、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善として、フランス2兆2,500億円、アメリカ8,800億円、隣の韓国は9,800億円です。日本は韓国の100分の1以下の87億円です。他国にできて、日本が中小企業に対しての支援拡充が

できないわけがありません。

そこで、改善していくためにも、一昨年、昨年同様に中小企業支援の拡充の実現の趣旨に御賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長（船橋健人君） 本請願は、委員会付託を前提に、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

会議規則第92条第1項の規定により、「請願第1号」は総務福祉常任委員会に付託します。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

8日及び9日は予算特別委員会開会のため、また10日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、8日から10日までの3日間は休会となります。

来る3月11日は午前10時から会議を開きます。

なお、予算特別委員会は3月8日午前10時より議場に招集します。

本日はこれにて散会します。ご協力ありがとうございました。

（午後0時17分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、予算特別委員会報告
- 日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3、議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8、議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕
- 日程第10、議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕
- 日程第11、議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕
- 日程第12、議案第32号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13、議案第33号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14、議案第34号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15、議案第35号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16、議案第36号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17、議案第37号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18、議案第38号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19、議案第39号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20、議案第40号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21、議案第41号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22、各常任委員の選任
- 日程第23、議会運営委員の選任
- 日程第24、発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
- 日程第25、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案
- 日程第26、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告
- 日程第27、議員派遣の件
- (追加日程)
- 日程第28、発議第3号 最低賃金の改善と中小企業の拡充を求める意見書案
(町長挨拶)
- 閉会

出席議員 9名

議長 船橋 健人君 副議長 木村 良一君 2番 田中 大君

4 番 亀 田 弘 徳君 5 番 田 中 茂 勝君 6 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君 9 番 佐々木 徳 正君 10 番 田 中 光 弘君

欠席議員 2名

3 番 小笠原 智鶴子君 7 番 七 尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長	船 橋 茂 久君	副 町 長	山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉 内 仁君	企画政策課長	田 中 正 美君
税 務 課 長	渡 邊 仁 志君	町 民 課 長	工 藤 隆之進君
福祉介護課長	塩 越 信 子君	福祉介護課指導監	竹 達 暁 教君
健康増進課長	松 山 秀 子君	健康増進課指導監	大 水 要君
農政課長・農業委員会事務局長	飯 田 千代志君	水産商工観光課長	逢 坂 重 良君
地域整備課長	佐々木 隆 志君	地域整備課上下水道管理室長	三津谷 博君
会 計 管 理 者	飯 田 剛 志君	平内中央病院事務局長	小 形 正 樹君
消防監消防署長	木 村 秀 人君	教 育 長	渡 辺 伸 一君
学校教育課長	須 藤 鉄 博君	生涯学習課長	船 橋 英 樹君
代表監査委員	佐々木 進君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時 開 議）

議 長（船橋健人君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が9人でありますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告があります。日程第7「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」参考資料、180ページ新旧対照表の一部に誤りがありましたので、議員の皆様には正誤表を配布しておりますのでご了承願います。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、予算特別委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、予算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。（「はい」の声あり）9番佐々木徳正君。

予算特別委員会委員長（佐々木徳正君）予算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第1号 令和4年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和4年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和4

年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」、「議案第8号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」、「議案第9号 令和4年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第10号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」以上10件について、3月8日、9日、審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して採決いたします。

お諮りします。「議案第1号」から「議案第10号」までの、10件は、委員長報告は、いずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第10号」までの10件は委員長報告のとおり「可決」されました。

◇

日程第2、総務福祉・経済文教各常任委員会報告

議長（船橋健人君） 日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第26号」、「議案第30号」、「議案第31号」まで及び「請願第1号」の以上15件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

総務福祉常任委員会委員長（亀田弘徳君） 総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第12号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第19号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」以上7件について、3月10日審査会を開き慎重審査の結果、報告については、いずれも「承認すべきもの」議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

また、付託を受けていた「請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書」について3月10日審査会を開き慎重審査の結果、「採択すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、10番田中光弘君。(「はい」の声あり)

経済文教常任委員会委員長(田中光弘君) 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第13号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第30号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第31号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」以上、9件について、3月10日、審査会を開き慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長(船橋健人君) ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第26号」、「議案第30号」、「議案第31号」まで及び「請願第1号」の以上15件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」、請願は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「報告第2号」、「報告第3号」「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第26号」、「議案第30号」、「議案第31号」まで及び「請願第1号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」、請願は「採択」と決定しました。



日程第3、議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第3、「議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長(倉内 仁君) (「議案第20号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第20号」は「可決」されました。



日程第4、議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第4、「議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「議案第21号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第21号」は「可決」されました。



日程第5、議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第5、「議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（塩越信子君）（「議案第22号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第22号」は「可決」されました。



日程第6、議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第23号 平内町宮牧野条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、農政課長。

農政課長（飯田千代志君）（「議案第23号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第23号 平内町宮牧野条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第23号」は「可決」されました。



日程第7、議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、逢坂課長。

水産商工観光課長（逢坂重良君）（「議案第24号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第24号」は「可決」されました。



日程第8、議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第8、「議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第25号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）今回の条例案、報酬額が団長から団員までの8階層これが、国の標準額、同様額であります。それで一方ですね。災害出動報酬、今回新たに報酬とふうに変わったわけなんです、国の標準額としては、1日8時間というふうになっておるわけなんです、この

3つの区分に分けたのはなぜなのかとこれについてお願いします。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

国の基準はあくまでも、8時間以上8,000円っていう形の基準でありましたけども、実際ですと、消防活動等、消防署長さんとか、団長さんともお話しして、大体であれば4時間ぐらいで終わるのではないかと、時給あたり最低賃金が大体800くらいですので、1,000円ぐらいで計算をして、4時間未満であれば4,000円と、他の所の東青地区につきましては、この4,000円と8,000円のみの方の改正案が主だったんですけども平内町としては、また4時間以上、また8時間未満も設けた方がいいのではないかとということで、中間の6,000円という形を取りました。前の改正案は1回あたりの出勤回数にしていたんですけども、例えば深夜に火災が起きた場合ですね、日にちをまたぐこともありますので、ここいら辺は考慮しまして1日当たりとしてですね、深夜で火災が起きた場合は、1日当たりの計算ができるように、考慮した形で改正を行っております。以上です。

（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番。

10番（田中光弘君） 総務省はですね。今後の取組として各市町村がですね。各市町村の対応状況について、定期的にフォローアップ調査を実施していくと「上がりましたか、どうしているんですか」まあそういう調査ですね。まあ、そういう点で行けば、報酬に関しては、国の標準額と。災害出勤報酬についてはですね、これは、今年の今の4月1日までに条例改正しなさいということで、9月定例会、12月定例会で条例改正するところを見ますと、1時間、2時間で4,000円、2時間3時間で6,000円。4時間以内で8,000円と又は、時間を関係なく、1回出た時点で8,000円ということもです。しかしながら消防団員、各自仕事を抱えながら、災害、いざ出陣と仕事を投げ打って、出勤するわけですよ。まあそういうことも考えてみていただきたい。最低賃金ということじゃなくて、仕事を止めてまで出勤しなければならない、また命にも係わる問題もあるし、今後ですねそういうことも考えながら、一回でた時点でもう8,000円というふうにするべきではないかなと、これはこれまでの条例改正するところ見ますと結構また一回で8,000円というところありますんで、今後のこと考えていただきたい。以上。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

県内の市町村の動向を見ながらですね、そういう必要があればですね、改正は前向きに考えていきたいと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番。

10番（田中光弘君） 青森県こういうの本当に、弱い、どこもやりませんと思うよ、青森県内の中では、県外は結構あるんですけども。何分、この処遇改善については青森県って非常に遅れている。周りの県内の動向見て、一生できません。そこちょっと頭に入れながら、考えていただきたい。以上です。

議長（船橋健人君） 異議を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認め、質疑を終結します。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第25号」は「可決」されました。



日程第9、議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について

〔夜越山スキー場関連施設〕

議 長（船橋健人君）日程第9、「議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第27号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第27号」は「可決」されました。



日程第10、議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について

〔平内いきいき健康館〕

議 長（船橋健人君）日程第10、「議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第28号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第28号」は「可決」されました。

◇

日程第 1 1、議案第 2 9 号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕

議 長（船橋健人君）日程第 1 1、「議案第 2 9 号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第 2 9 号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第 2 9 号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第 2 9 号」は「可決」されました。

ここで 5 分間の休憩をとります。再開は 4 5 分、議員の皆さんの背中の時計で 4 6 分。

（午前 1 0 時 4 1 分 休憩）

（午前 1 0 時 4 6 分 再開）

議 長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

日程に入る前に、皆さんに訂正がございますので、配布資料の本日の議事日程表第 3 号とありますが、これの最後のページ経済文教常任委員長報告の中で、事件の番号「報告第 2 号」と印刷がございますが、「報告第 3 号」の誤りでございますので、訂正お願いいたします。

◇

議 長（船橋健人君）それでは、日程第 1 2、「議案第 3 2 号」から日程第 2 1、「議案第 4 1 号」までの「平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、関連がありますので、会議規則第 3 7 条の規定により一括して議題とし、質疑も一括とし、討論・採決については、議案別に行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

よって、日程第 1 2、「議案第 3 2 号」から日程第 2 1「議案第 4 1 号」までの 1 0 件は、一括で議題とし、質疑まで行い、討論・採決については、議案別に行うことに決定しました。

これより日程第 1 2「議案第 3 2 号」から日程第 2 1「議案第 4 1 号」の以上 1 0 件について、説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第 3 2 号」から「議案第 4 1 号」まで説明した。）

議 長（船橋健人君）ただいまの「議案第 3 2 号」から「議案第 4 1 号」の説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

日程第12、「議案第32号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

（「討論」なしの声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

この採決については、田中茂勝議員ほか4人から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名投票で行います。

採決については1件ごとに投票により採決します。

念のため申し上げます。投票用紙は、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、丸を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

議場の出入口を閉めます。

（片山事務局長補佐、議場を閉める）

議長（船橋健人君）ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、2番田中 大君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布を終える）

議長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはございませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）2番田中 大議員から、順番に投票をお願いします。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはありませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。2番田中 大君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第32号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、「同意」されました。

議場の出入口を開きます。

(片山事務局長補佐、議場を開く)



議 長(船橋健人君) 日程第13、「議案第33号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

地方自治法第117条の規定によって、8番倉内清一君が除斥の対象となりますので退席を求めます。

(8番 倉内清一君 退席)

なお、8番倉内清一君が退席となりますので、会議録署名議員の追加指名をいたします。

9番佐々木徳正君を指名いたします。

議場の出入口を閉めます。

(片山事務局長補佐、議場を閉める)

議 長(船橋健人君) ただいまの、出席議員数は、8人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、6番太田満則君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入を願います。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。太田満則君、佐々木徳正君、田中光弘君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数7票

有効投票 7 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 7 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

議長（船橋健人君）したがって、「議案第 3 3 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。

議場の出入口を開きます。

（片山事務局長補佐、議場を開く）

議長（船橋健人君） 8 番倉内清一君の入場を許可します。

（8 番 倉内清一君 入場）



議長（船橋健人君）日程第 1 4、「議案第 3 4 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（片山事務局長補佐、議場を閉める）

議長（船橋健人君）ただいまの、出席議員数は、9 人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に、8 番倉内清一君、1 1 番木村良一君、2 番田中 大君を指名します。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはございませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）2 番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはございませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。倉内清一君、木村良一君、田中 大君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

議 長（船橋健人君）したがって、「議案第 3 4 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第 1 5、「議案第 3 5 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員は、9 人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立合人に、4 番亀田弘徳君、5 番田中茂勝君、6 番太田満則君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはございませんか。

（なし）

議 長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）2 番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議 長（船橋健人君）投票漏れはございませんか。

（なし）

議 長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。亀田弘徳君、田中茂勝君、太田満則君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議 長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対0票、以上のとおり賛成が多数であります。

議 長（船橋健人君）したがって、「議案第35号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第16、「議案第36号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君の指名をいたします。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはございませんか。

（なし）

議 長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入を願います。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）2番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議 長（船橋健人君）投票漏れはございませんか。

（なし）

議 長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。倉内清一君、佐々木徳正君、田中光弘君の立ち会いをお願いします。

（開票）

議 長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のとおり賛成が多数であります。

議 長（船橋健人君）したがって、「議案第36号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第17、「議案第37号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求め

ることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、11番木村良一君、2番田中 大君、4番亀田弘徳君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入を願います。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。木村良一君、田中 大君、亀田弘徳君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のおり賛成が多数であります。

議 長(船橋健人君) したがって、「議案第37号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長(船橋健人君) 日程第18、「議案第38号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、5番田中茂勝君、6番太田満則君、8番倉内清一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れございませんか。

(なし)

議長(船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議長(船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議長(船橋健人君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。田中茂勝君、太田満則君、倉内清一君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のおり賛成が多数であります。

議長(船橋健人君) したがって、「議案第38号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議長(船橋健人君) 日程第19、「議案第39号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君)「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君)「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君)「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。佐々木徳正君、田中光弘君、木村良一君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

議 長(船橋健人君) したがって、「議案第 39 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長(船橋健人君) 日程第 20、「議案第 40 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9 人であります。採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立合人に、2 番田中 大君、4 番亀田弘徳君、5 番田中茂勝君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君)「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）2番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議 長（船橋健人君）投票漏れはございませんか。

（なし）

議 長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。田中 大君、亀田弘徳君、田中茂勝君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議 長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のおり賛成が多数であります。

議 長（船橋健人君）したがって、「議案第40号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第21、「議案第41号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、6番太田満則君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）2番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはありませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。太田満則君、倉内清一君、佐々木徳正君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のおり賛成が多数であります。

議長（船橋健人君）したがって、「議案第 4 1 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



日程第 2 2、各常任委員の選任

議長（船橋健人君）日程第 2 2、「各常任委員の選任」を行います。

令和 4 年 4 月 7 日任期満了に伴う、各常委員会委員の選任を行います。選任する委員の定数は、委員会条例第 2 条の規定により、総務福祉常任委員 6 人、経済文教常任委員 6 人であります。

お諮りします。常任委員の選任は、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、総務福祉常任委員には、3 番小笠原智鶴子君、7 番七尾 潔君、8 番倉内清一君、9 番佐々木徳正君、1 0 番田中光弘君、1 1 番木村良一君以上 6 人。

経済文教常任委員には、2 番田中 大君、4 番亀田弘徳君、5 番田中茂勝君、6 番太田満則君、1 2 番私の以上 5 人であります。それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名いたしました諸君を各常任委員に選任することに決定しました。総務福祉常任委員会を 3 階会議室に経済文教常任委員会を議員控室に直ちに招集します。

各常任委員会開会のため、暫時休憩いたします。

（午前 1 1 時 3 7 分 休憩）

（午前 1 1 時 4 4 分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ただ今、各常任委員会から、正副委員長の選任について報告がありました。

総務福祉常任委員長には、田中光弘君。同副委員長には、小笠原智鶴子君。

経済文教常任委員長には、亀田弘徳君。同副委員長には、太田満則君が選任されましたので、ご紹介いたします。正副委員長は前に進んでください。

議長（船橋健人君）それでは、総務福祉常任委員長田中光弘君。

1 0 番（田中光弘君）総務福祉常任委員長に選任されました、田中光弘です。職責を全うして

まいりたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひ申し上げます。

4 番（亀田弘徳君） 経済文教常任委員長の亀田弘徳です。皆様方のご協力を得て職務を全うして行きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

6 番（太田満則君） 副に選任されました太田満則です。委員長を補佐し一生懸命頑張りたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひします。

議長（船橋健人君） なお、総務福祉常任委員会副委員長は本日欠席となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

任期については、令和4年4月8日からとなりますのでよろしくお願ひいたします。



日程第23、議会運営委員の選任

議長（船橋健人君） 日程第23、「議会運営委員の選任」を行います。

令和4年4月7日任期満了に伴う、議会運営委員の選任を行います。

委員の定数は、委員会条例第4条の2第2項の規定により、6人であります。

お諮りします。議会運営委員には、委員会条例第6条第1項の規定により、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、6番太田満則君、8番倉内清一君、10番田中光弘君を指名したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名いたしました、諸君を議会運営委員会に選任することに決定しました。議会運営委員会を直ちに3階会議室に招集いたします。

議会運営委員会開会のため、暫時休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午前11時52分 再開）

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

ただいま、議会運営委員会から正副委員長の選任について報告がありました。

議会運営委員長には、田中茂勝君が、同副委員長には、倉内清一君が選任されましたのでご紹介いたします。正副委員長は、前へお進みください。

議長（船橋健人君） 正副委員長をご紹介します。

5 番（田中茂勝君） 先ほど、皆様にご推挙されまして、前回に引続き、議会運営委員長を務めることになりました。様々な懸案もあろうかと思ひますが、皆様方のご協力を得まして務めてまいりたいと思ひますのでどうかよろしくお願ひいたします。

8 番（倉内清一君） 副委員長の倉内清一です。委員長を補佐し、議会運営に務めてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議長（船橋健人君） 任期については4月8日からとなりますのでよろしくお願ひします。以上で紹介を終わります。



日程第24、発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

議長（船橋健人君） 日程第24、「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）「発議第1号」本案は、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見案であります。町長が委員を推薦する場合は、人権擁護委員法によって議会の意見を聴いて、法務大臣に推薦することになっております。今般、任期満了に伴う、人権擁護委員の推薦にあたり、町長より、委員の古山則子氏を再度、候補者として推薦することとしたい、とのことで、議会の意見を求められており、先般、議会運営委員会で協議いたしましたところ、私が提案者と決まり、今回の提案になった次第であります。

古山氏は、長年にわたり小学校等の教員として豊かな経験を持ち、学校教育の向上や子どもの健全育成に尽力を注ぎました。

子どもの人権問題に深い関心を持ち人格識見が高く、これまでの経験を生かして、積極的に人権問題に取り組むことが期待され、実績を見ましても人権擁護委員にふさわしい方であります。以上の見地から議会の意見として「推薦することに異議がない」ということで、議決を賜りたく意見案を提出いたしましたので、議員各位のご理解をいただき、全会一致のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ提案説明といたします。

なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第1号」は「可決」されました。



日程第25、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案

議 長（船橋健人君）日程第25、「発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）「発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案」について、御説明申し上げます。去る2月24日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナに侵攻しました。この行為は国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であります。力を背景として一方的に現状変更しようとする軍事侵略は明白な国際法違反であり、特に、原子力発電所を攻撃し、危険にさらすことは、近隣に原子力発電所と核燃料サイクル施設がある平内町議会として、到底、容認することができないことから、「ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議」を私が提出者となり、田中 大議員ほか6名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対し抗議する決議案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第2号」は「可決」されました。



日程第26、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告

議長（船橋健人君）「日程第26、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告」であります。平内町議会稲作農家支援対策特別委員会より、付託事件の調査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番倉内清一君。

平内町議会稲作農家支援対策特別委員会委員長（倉内清一君）平内町議会稲作農家支援対策特別委員会より報告をいたします。

令和3年9月上旬に21年産米の生産者概算金について、新聞等で減額との発表がありました。平内町の主力品種である「まっしぐら」が、20年産米より3,400円低い、8,000円と報道され、その下落幅が東北6県の中でも、青森県が一番大きな下げ幅となり看過できない状況でありました。

議員皆様のご協力をいただき令和3年9月定例会において、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置を決議いただきました。

各農家・関係機関の声を聴き、各町村との情報、対応などの収集を行い、委員会では、県内の状況を説明し、要望書の作成にご協力いただきました。

11月上旬、町へ要望書を提出。町からは、10戸当たり、5,800円の支援をいただけるとの回答でありました。

11月末の臨時会では、平内町米価下落対策支援金21,643千円の提案をいただき満場での決議をしたところであります。それを受け、担当課である農政課では、米価下落対策事業対象者142名に対し、支援金に係る申請書等の通知を送り、12月中旬には大半の方々に、支払を終えたと聞いております。これまでに134名の申請を終え、21,330千円の支払いを終えた旨の報告を受けております。

また、支援金を受け取った農家の方々からは「職員の親切な対応により、申請はスムーズに終わったとのこと。さらには、さっそく支援金は支払いに充てました。」という声を聴いております。

この新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束し、飲食業、旅館業等が元の形態に戻り、活気ある世の中になることを願っております。

これまで、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会の設置に伴い、農政課の職員の皆様には、大変なご苦労いただきましたことに深く感謝いたします。

終わりに、本特別委員会は初期の目的を達成したことから、ご協力いただきました、議員各位に感謝申し上げ、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会の報告といたします。

議長（船橋健人君）以上で、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会の報告を終わります。



日程第27、議員派遣の件

議 長（船橋健人君） 日程第 27、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第 122 条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩します。

（午後 12 時 06 分 休憩）

（午後 12 時 07 分 再開）

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

ただ今、亀田弘徳君ほか 4 人の連名により「発議第 3 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」が提出されました。

この際「発議第 3 号」を日程に追加し議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「発議第 3 号」は日程に追加し、議題とすることに決定しました。



日程第 28、発議第 3 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案

議 長（船橋健人君） 日程第 28、「発議第 3 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、4 番亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君）「発議第 3 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」について御説明申し上げます。

厳しい日本経済に新型コロナウイルスの感染拡大が追い討ちをかけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けております。また、景気の悪化で失業や労働時間の削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

2021 年の地域別最低賃金改定は、最も高い東京都で時給 1,041 円、青森県では 822 円と格差は 219 円もあります。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。

最低賃金の地域間の格差をなくし、抜本的に引き上げることで、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上のことから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めるよう私が提出者となり、太田満則議員ほか 3 名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第3号」は「可決」されました。



議 長（船橋健人君）議会運営委員会から次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



議 長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会いたしました本定例会では、令和4年度一般会計予算案をはじめ、各特別会計予算案、令和3年度の各会計補正予算案、条例の改正案について、また3月31日任期満了になる、平内町農業委員会委員の人事案件など、あわせて43件提案しておりましたが本日、全案件ともそれぞれ御議決・御承認・御同意を賜り誠にありがとうございました。

すべての日程が順調に推移いたしまして、本日無事に終了することができましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

一般質問あるいは、予算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中に賜りました皆様方の御意見等を参考に今後私をはじめ、職員一同町民生活の安定と、福祉の向上のために精神誠意努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、令和3年度も、残すところ20日あまりとなりました。この1年間4回の定例会をはじめ、臨時会並びに全員協議会の開催と、多くの分野におきまして皆様方の御協力賜りました。御陰様で町政運営につきましても遅滞なく順調に推移することができました。本当に有難く心から感謝を申し上げる次第でございます。

年度末を控え、今年度の事務事業に遺漏のないように細心の注意を払うとともに、新年度に備えたいと考えておりますので、皆様方には引き続き御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。皆様方には新年度も是非これまで以上の御支援・御協力を賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。閉会にあたっての御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和4年第1回平内町議会定例会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

（午後12時14分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員